

令和6年9月18日（水曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（岡本真澄君）	2 番（石井 亨君）	3 番（宮原隆昌君）
4 番（森 英樹君）	5 番（小川 務君）	6 番（井藤茂信君）
7 番（大野一行君）	8 番（鈴木美香君）	9 番（福本耕太君）
10 番（川本貴也君）	11 番（福本達雄君）	12 番（濱野良一君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長（岡野能之）	教 育 長（港 育広）
副 町 長（山本浩司）	企画財政課長（佐伯浩二）
総 務 課 長（濱口浩司）	税 務 課 長（渡辺志保）
健康福祉課長（石床勝則）	住民環境課長（島原正喜）
建 設 課 長（森田哲也）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	会 計 課 長（須浪美香）
教育総務課長（堀 康晴）	生涯学習課長（岡本高志）
企画財政課課長補佐（須浪博文）	総務課課長補佐（山本法司）

議会事務局職員

議会事務局長（三枝恵吾）	書記（道下学）
--------------	---------

議事日程 第2号

別紙のとおり

令和6年9月土庄町議会定例会議事日程（第2号）

令和6年9月18日（水曜日）午前9時30分 開議

- 第1 付託議案について各常任委員会の審査結果報告（総務建設常任委員会、教育民生常任委員会）
- 第2 一般質問
- 第3 議案第1号 土庄町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第2号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第3号 土庄町中小企業融資条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第4号 土庄町エンジェルロード公園の設置及び管理に関する条例
- 第7 議案第5号 令和6年度土庄町一般会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第6号 令和6年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第9 議案第7号 令和6年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第8号 令和6年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第11号 工事請負契約の締結について
- 第12 議案第12号 工事請負契約の締結について
- 第13 議員の派遣について
- 第14 閉会中の継続調査申出について

○議長（濱野良一君）

おはようございます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開議に先立ちまして、本日 9 時より議会運営委員会を開催いたしまして、本日の議会運営等について、ご審議をお願いいたしました。その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

議会運営委員長 川本貴也君。

○議会運営委員長（川本貴也君）

おはようございます。

本委員会は、本日 9 時から委員会室におきまして、議会運営等について審議いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

町長より議案第 11 号 工事請負契約の締結について及び議案第 12 号 工事請負契約の締結についての議案が提出されましたので、これを日程に追加いたします。

本日の会議の進め方でございますが、お配りしております議事日程第 2 号のとおりでございます。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（濱野良一君）

ただ今、議会運営委員長からありました報告のとおりであります。

運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

開議

○議長（濱野良一君）

ただ今の出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配布のとおりであります。

付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（濱野良一君）

これより、本日の日程に入ります。

日程第 1、付託議案についての各常任委員会の審査結果報告を議題といたしま

す。

本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

○議長（濱野良一君）

総務建設常任委員長 小川務君。

○総務建設常任委員長（小川務君）

おはようございます。

当委員会に付託されました補正予算および条例の議案について、9月10日に委員会を開催し、審査をいたしましたので、その結果について所管課ごと要点を報告させていただきます。

はじめに、総務課の議案第5号の所管部分について、職員給与費2681万3千円は、香川県広域水道企業団身分移管者3名の退職手当に係るもので、退職手当引当金相当額を負担金として水道企業団へ引き継ぐものと説明がありました。財源として、香川縣市町総合事務組合からの退職手当普通負担金返還金を充当するとのことでした。

次に、旧土庄高校跡地整備事業953万1千円は、工事施工に伴う仮設道路の設置および既設埋設材の撤去等に伴い、施工内容を変更する必要が生じたため、不足する経費を計上するもので、財源として旧土庄高校跡地整備費事業債を充当するとの説明がありました。

次に、自治振興助成事業32万2千円は、見目自治会から自治会管理の集会所について、雨漏り修繕の申請があったため、総事業費の3分の1を助成するものと説明がありました。

次に、行政情報システム管理事業1079万4千円は、第5次LGWANおよび住民基本台帳等の標準化に伴うガバメントクラウド利用に係る業務委託料および保守点検料との説明がありました。

消防団運営事業16万7千円は、灘山班軽四積載車の廃車に伴う費用、また唐櫃岡班軽四積載車の登録に係る経費および伊喜末地区のホースの格納箱を購入するものとの説明がありました。

続いて、議案第1号 土庄町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例については、正規職員の旅費事務について庶務事務システムを利用して実施するための改正であるとの説明がありました。

次に、企画財政課より議案第5号の所管部分について、地域公共交通活性化・再生総合事業1200万円は、小豆島地域公共交通協議会が各路線バスにバスロケーションシステムを導入する事業にかかるもの、域学連携交流事業174万6千円は、香川大学の学生と地域おこし協力隊が中心となり、「石の島」小豆島としての歴史文化と魅力を発信するため、おみやげの商品開発にかかるもの、豊島交流センター維持管理費28万円は、交流センターの破風板および雨どいの修繕

にかかるもの、豊島振興基金費 1 億円は、豊島振興基金へ積み立てるものとの説明がありました。

歳入では、今回の補正により、特定財源を除いた一般会計全体の一般財源所要額は、5491 万 4 千円の増額となっており、同額を前年度繰越金により調整しているとの説明がありました。

また、債務負担行為補正として、路線バス車両購入費補助事業において、令和 7 年度に限度額 2700 万円を設定しているとの説明がありました。

次に、建設課より議案第 5 号の所管部分について、町道新設改良事業 2448 万 6 千円は、豊島地区の町道壇山線のコンクリート舗装工事を行うもの。

自然災害防止事業 330 万円は、赤崎地区急傾斜地崩壊防止事業完了に伴い工事用道路を撤去するもの。

単県港湾改良事業 159 万 5 千円は、北浦港の護岸改良工事を行うもの。

社会資本交付金事業（都市下水路整備）250 万円は、大谷ポンプ場の管路工事に係る費用となり、公共土木施設災害復旧事業 96 万 7 千円は、大雨による町道の路肩崩壊等の施設修繕費を計上しているとの説明がありました。

次に、農林水産課より議案第 5 号の所管部分について、農業振興費▲99 万 9 千円は、有害鳥獣被害防止対策事業でヌートリア捕獲用のハコワナを購入するもののほか、地域おこし協力隊が 7 月採用となったことにより報酬、活動費を減額するものです。

農地費 170 万 9 千円は、町土地改良事業で、県営土地改良事業で対応できない農道修繕、小海地区パイプラインの漏水修繕のほか、建設資材の高騰により原材料費を増額するもの、

林業振興費 18 万 6 千円は、森林環境譲与税の増額に伴い、協議会への負担金と基金積立金を増額するもの、水産業費 52 万 5 千円は、小部、田井漁港施設の修繕を行うため増額するものです。

農地災害復旧費 32 万 3 千円は、災害復旧事業に申請するため査定設計委託料を増額するもの、および農業用施設災害復旧費 121 万 3 千円は、大雨により水路に堆積した土砂を撤去するもののほか、水路を復旧するための費用を増額するものとの説明がありました。

次に、商工観光課より議案第 5 号の所管部分について、観光事務費 83 万 6 千円は、土渕海峡に新たな看板を設置するための看板設置委託料、観光イベント助成事業では、観光庁のオーバーツーリズム補助事業メニューのうち、小豆島観光協会が行う島内観光地への多言語案内看板の設置およびスマホによる多言語情報提供等に係る事業費負担金 421 万 6 千円と貸付金 648 万 7 千円を計上しており、それぞれ両町の折半となっており、貸付金は、国の補助が入り次第、返還されるものとなっている。同じく、補助対象であるエンジェルロード公園

運営事業については、当初リースを予定していたパーキングシステム借上料 278 万 8 千円を減額し、駐車場整備工事に係るエンジェルロード駐車場整備工事 3798 万 3 千円と委託料 63 万 8 千円を増額、歳入として補助金 2574 万 7 千円があるとの説明がありました。

また、日本遺産再認定に向けての KPI 達成のため、日本遺産地域活性化応援補助金が 20 万円増額となるとの説明がありました。

続いて、議案第 3 号 土庄町中小企業融資条例の一部を改正する条例は、新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証 4 号の指定期間が令和 6 年 6 月 30 日で終了したことに伴い、本条例の一部を改正するものとの説明がありました。

続いて、議案第 4 号 土庄町エンジェルロード公園の設置及び管理に関する条例は、土庄町エンジェルロード公園の整備に伴い、本条例を制定するものとの説明がありました。

以上、当委員会へ付託されました議案については、審査の結果、全ての案件について原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設常任委員会へ付託された審査内容の報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長 福本耕太君。

○教育民生常任委員長（福本耕太君）

おはようございます。

教育民生常任委員会に付託されました補正予算および条例の議案について、9 月 10 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について所管ごとに要点を報告させていただきます。

教育総務課、まずはじめに、教育総務課より議案第 5 号の所管部分について、公立認定こども園維持管理費 14 万 6 千円は、北浦こども園給食室のエアコン修繕費に係るもの。

小学校維持管理費 26 万円は、学校教育のデジタル化に伴うネットワーク環境の分析、診断に係る業務委託料などとなっており、中学校運営事業では、土庄中学校野球部が全国中学校軟式野球大会に出場するなどの活躍を受け、有志の方から寄付金 10 万円を新教育課程補助金として野球部の活動費に活用するものとの説明がありました。

委員から、特定建築物定期検査の内容についての質疑があり、執行部より「建築基準法に基づき小中学校の校舎や体育館等の外壁、屋上、地盤などを 3 年に 1 度調査するもの」との回答がありました。

また、委員から学校教育情報ネットワークアセスメント業務の内容について

の質問があり、多くの児童がデジタル教科書などを一斉に開いたときにつながりにくくなるような障害などが起こらないようにするための調査との答弁がありました。

生涯学習課より、議案第 5 号の所管部分について、大坂城残石記念公園維持管理費 100 万円は、「道の駅」環境整備支援金として受け取った寄付金を活用し、施設内の照明設備の改修等を行うための費用となっており、体育施設維持管理費 259 万 4 千円は、北浦体育館の玄関ホールおよび 2 階バルコニー部分のつり天井の撤去費用との説明がありました。

委員より、体育館天井撤去による構造への影響について質問があり、「撤去に伴う構造への影響はない」と、答弁がありました。

健康福祉課より、議案第 5 号の所管部分について、児童手当支給事業 42 万 9 千円は、制度改正に伴うシステム委託料の追加費用で、財源は全額国費を充てるとの説明がありました。

予防接種事業 3082 万 7 千円は、新型コロナワクチンの定期予防接種に係る費用と健康被害の認定を受けた方に対する給付金との説明がありました。

次に、議案第 6 号 国民健康保険事業特別会計予算は、マイナンバーカードの保険証利用に係るお知らせやリーフレット作成のための費用と診療報酬改定による人間ドック委託料の不足に伴うものとの説明がありました。

委員から「マイナンバーカードの保険証利用に伴い、病院や調剤薬局の設備設置は進んでいるのか」との質問があり、「認識はしていないが、国の補助により進んでいると思う」との回答がありました。

次に、議案第 7 号 介護保険特別会計補正予算は、介護認定調査員の増員費用と国庫負担金等の精算に伴う返還金との説明がありました。

次に、議案第 8 号 福祉サービス事業特別会計補正予算は、介護支援専門員とホームヘルパーの研修費用を補正するものとの説明がありました。

委員から、「現在の訪問介護に係る予算は、報酬改定に合わせたものとなっているのか」との質問があり、「予算編成時の実績で算定しており、反映されていない」との回答がありました。

次に、議案第 2 号 土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、被保険者証が廃止されることに伴い、条例の一部改正をするものとの説明がありました。

次に、住民環境課より議案第 5 号の所管部分について、本年度中に食品ロス削減実態調査の実施を予定しており、その調査業務委託料 100 万円を補正するもので、財源は、全額、地域資源循環促進事業補助金を見込んでいるとの説明がありました。

委員から、調査対象及び調査方法に関する質問が出され、調査対象は家庭系

一般廃棄物（燃やせるごみ）で、調査方法は展開調査、具体的には一般廃棄物を 6 つの種類（生ゴミ以外・調理くず・食べ残し・手付かずの食品・残りが半分以上の食品・残りが半分以下の食品）に分けて実施するとの回答がありました。

また、委員から、委託事業者についての質問があり、「現時点で未定である」との回答がありました。

以上で各課から報告を受けました議案について審査しましたが議案については、委員会として承認するものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（濱野良一君）

これもちまして、各常任委員会の審査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濱野良一君）

これより、各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

一般質問

○議長（濱野良一君）

日程第 2、一般質問を行います。

なお、答弁につきましては簡潔・明瞭に答弁いただきますよう、よろしくお願いたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（濱野良一君）

7番 大野一行君。

○7番（大野一行君）

7番、大野です。ただ今から、質問を始めます。

まずはじめに、土庄町の奨学金制度について伺います。

①で奨学金制度の目的、役割について伺います。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

本町の奨学金につきましては、経済的理由により修学が困難な者に対して奨学金を貸し付けることにより、修学の機会を確保し、もって人材を育成することを目的としております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

続きまして、奨学金の対象者の条件等について伺います。

(1)では、対象者と親の条件ですが、伺います。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

昨年の3月に土庄町奨学金条例を改正し、大学、短大、専門学校、医療従事者養成所等の修学への奨学金について一本化し、奨学金額を月額5万円としました。また、高校生、小豆郡医師会立小豆島准看護学院も対象としました。

貸付対象者につきましては、町内に住所を有する者の扶養親族である者、医療系の学校の場合は、町内に住所を有する者または扶養親族である者となります。

また、連帯保証人は滞納のない者で、原則として一人は保護者、もう一人は県内に住所を有する成年者としておりますが、やむを得ない場合は保護者以外でも可能としております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7 番（大野一行君）

もう少し具体的に伺います。

親の条件ちゅうのは、どういうことでしょうか、中身は。例えば、税金の滞納があるとか、そういうことを伺いたと思います。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。

先ほど申しあげましたように、保護者につきましては滞納のない方という条件にしてございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7 番（大野一行君）

続きまして、貸付期間、返済方法等について伺いたと思います。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。

貸付期間は、在学する学校等における正規の修学期間となります。一方で、返済期間は就学期間の 2 倍の期間での返済となります。

なお、過去 3 年間に返済が開始された方の中で、滞納をされている方はおられません。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7 番（大野一行君）

先ほど、この奨学金制度の目的伺いました。その中で、本町の奨学金につきましては、経済的理由、それから、人材育成にすることということでしたが、例えば先ほど確認しましたけれども、保護者の税金、これがなければ、本人が、その適用者であっても申請ができないということでしょうか。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。本町の奨学金の制度といたしましては、連帯保証人、滞納のない連帯保証人を 2 名ということが定められております。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

後ほど伺いますが、まず、奨学金の財源について伺いたいと思います。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。

財源はすべて町の単独の財源となります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

実は、財源聞きましたのは、土庄町独自の財源ですので、もしこのさまざまな条件を改善することが、行政独自にできるということで質問しましたが、例えば、保護者の税金が滞納の場合、未納の場合、本人が優秀でも申請できないということです。私に問題してんのは、まずこの1点です。

それから、先ほどいろいろ懇切丁寧に伺いましたが、今まで支払いの事故がないということでもございますので、できましたら、この人材教育するという目的からすると、親御さんの人格と子どもの人格は違いますので、そのへんはおくみいただきたいというのが、私の今日の質問の中心です。それは、先ほど申しましたけれども、土庄町がその気になれば、できることでもあると思うんです。

皆さんご存じかもしれませんが、今、国のほうでは、2つの政党が党首選挙やっています。自民党の総裁選挙で、この中身が多少違いましようけれども、奨学金制度について言及されてます。それは、この奨学金制度を、無償化しようというところの、まできてるわけです。だからその国の方は、そういう気持ちがあるわけです。そういう意味では、今まで聞きますと、随分拡充もされてきていますが、あと、私先ほど申しましたように、親御さんと保護者と子どもの人格が違いますので、とにかく本人が、その条件に当てはまれば適用していただきたいというのが1点です。そのへんは、課長どうお考えでしょうか。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

大野議員の再質問にお答えいたします。

大野議員のお気持ちは十分に理解できるところではございますが、奨学金制

度を将来にわたって安定的に維持するためには、連帯保証人は必要ではあると
考えております。

連帯保証人につきましては、令和 5 年度から「やむを得ない場合は、保護者
以外でも可」とする改正を行ったところをごさいます、ご理解賜りますよう、
よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7 番（大野一行君）

奨学金の貸付者の人数について伺います。

現在までの分かる範囲での人数をお知らせください。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。

貸付者数でございますが、令和元年から申し上げます。

令和元年度が 16 名、令和 2 年度が 21 名、令和 3 年度は 24 名、令和 4 年度
22 名、令和 5 年度 39 名、令和 6 年度は 49 名でございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7 番（大野一行君）

先ほど課長の答弁がありました。税金で賄っているということで、課長のお
っしゃることは行政としては分かります。しかしながら本来の目的である、こ
の制度の一番大事な経済的理由によるのと、人材を育成するということをもっと
柱にすえて考えていただきたいかなと。で、人数を聞きますと、いわばびっく
りするほどの人数ではありませんし、この人数であれば、その気があれば何と
かさまざまな工夫をしながら改善の余地があるのではないかと思います、い
かがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

ご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げましたように現在の流れから申しますと、大野議員のおっ
しゃることは、理解はできます。しかしながら奨学金制度、本町の奨学金制度と
しては、継続安定的な継続のためには、今の連帯保証人制度は必要かと思いま
す。

また、委員おっしゃっております、その保証人がいない制度ということに

なりますと、日本学生支援機構、以前の日本育成、育英会でございますが、こちらが1900...、こちら独立行政法人日本学生支援機構が、日本育英会において実施してきた日本人学生への奨学金対応事業。これらの事業を統合し、学生支援事業を総合的に実施する文部科学省所管の独立行政法人として、平成16年4月1日に設立をされております。その中で、保証人が必要でない機関保証、こちらの貸付事業でございます。ホームページのほうから確認いたしますと、この機関保証制度と申しますのが、非常に多くの学生に利用されておまして、令和4年度奨学生採用者のうち機関保証を選んだ方は53%、非常にこちらが活用されておるといこともございますので、こちらのほうの活用も考えていただければと、そのように思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

確かに、独立行政法人の日本学生支援機構というのがあります。これ見ますと、申請者は、例えば土庄町だけの、この貸付金ではなくって、それでは足りない申請者が、他の機構も利用しながらということだろうと、1つ思います。それで、この土庄町の行政の中で、ここで住んで、ここの住民が、その子どもが、わざわざこの土庄町の貸付金が、奨学金があるのに、これを飛び越えて、民間の借りるよりも、できたらもっと緩和をしていただいて、この土庄町の奨学金制度を利用するっていうのがごく自然ではないかと。それが賄われなければ、やむなく、独立行政法人、民間のを借りながらということだろうと、実態はそうだと思うんです。そういう意味では、最高責任者の岡野町長にも伺いますが、今まで、さまざまな改善はされてきていますし、拡充はされてきていますが、私が先ほど申し上げましたように、国のほうでも、そういう先ほどの話が出てる時代ですから、無償化とは言いませんので、もう少し、例えば保護者が税金滞納であっても、未納であっても、子どもが適用されるのであれば、何とか改善ができないですかと。それが行政の責任であり、私たちの、親の、大人の、子どもに対する、それも土庄町の子どもですから、よその子をするんじゃないですから、そのへんも、さまざまな立場を、行政ではありますし、1人の大人として、まして自分の人生経験の中で個人的に申し上げますと、私も随分苦労しました。そういう意味では、最高責任者であられる町長の意見を伺いたいと思います。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

大野議員のご質問にお答えさせていただきます。

大野議員のご質問で連帯保証人の件でございますが、土庄町といたしましては、現在のところは、今の制度を維持していきたいと思っております。というのも、過去にですね、親族だけという部分を親族以外でもというふうなかたちで幅を広げております。そのようなところで、もし借り手側の方がですね、その土庄町にそういう連帯保証人についてですね、ご質問等あれば、その都度ですね、どのようなかたちで進めていくかということのを庁内で検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

保護者の税金未納についてはいかがですか。

その子どもは対象にならないということでしたので、その辺はいかがですか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

大野議員、先ほど申し上げたとおり、今の制度を変更する予定はございません。そのようなところで、未納の方しか保証人がいないというかたちであれば、先ほど課長が答弁したとおり、ほかの奨学金制度も紹介いたしますし、ただ、ほかの奨学金制度も利用できないのであれば、その都度、対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

私の質問が、うまくないので伝わってないようですが、私が申し上げてるのは、全部取っ払えじゃなくって、改善できるところは改善できませんかという話をしてるわけで、例えば保証人は2人を1人、例えば税金滞納保護者であっても、保証人を付ければオッケーとか、具体的に申し上げるとそういうことを少しでも改善できませんかと。今の答弁ですと、全く受け付けない、いや、今までどおりなんだ、ということでは、あまりにも人としての気持ちがないのではないか、私そう思います。さっきも申しましたが、国の選挙でもトップの選挙でも、この奨学金というのを無償化しようと思いが大事なんです。そこがなければ、全く進まないわけですから、はなからこの議場で、町民の代表として質問してるときに、私が間違ってるなら分かります。しかし、ずっと今の流れ、国会の国の選挙の中で、こういうこともありますよということの中で、少しずつ改善するための時間を作ってみてはいかがですかと。検討すらしないということじゃないですか、今の答弁では。町長お願いします。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

大野議員の再質問にお答えいたします。

検討しないとは申し上げてございませんが、言われるとおりでですね、保証人については、保護者の方々の意見をお伺いしながら、また進めてまいりたいと思います。私がこの場で、私の一存で「できる、できない」というような判断をするような問題ではないと思っております。

それとですね、一方ですね、借り手側の重荷になるというような話もよく出ております。保証人制度をなくした場合、借り手側が負担をすべて受けなければなりません。そのようなところで、財源が税金であるというところから、負担になるような学生もいるようなところも聞いておりますので、そのあたりも庁舎内で話を進めていきながら今後の対応をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

お言葉を返すようですが、私、今すぐしてくれって言ってるんじゃないんです。当然分かってますから、「議論をされたらどうですか」という意味のことを言ってるんです。当然この場で、「やります」ということは当たり前なことなんで、行政としては、トップがすべてではありませんので、時間があまりありませんから、いろんなさまざまな角度で検討をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

先ほども申したとおり、さまざまな角度から今後進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、移住定住促進制度について伺います。この目的と具体的内容を伺います。

○議長（濱野良一君）

企画財政課長 佐伯浩二君。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

移住定住促進事業の目的につきましては、人口減少による過疎化を抑制し、地域社会や地域経済の基盤を維持することと考えております。

移住定住の取り組みにつきましては、平成 19 年度に県内自治体のモデル地域として、土庄町、小豆島町、自治会代表者、宅建協会、公共職業安定所などで構成する小豆島移住・交流推進協議会が組織されたことに始まっております。このことにより、小豆郡全体で移住の受入体制の整備や情報サービスの提供など、連携して移住定住施策に取り組むようになり、空き家バンク制度もこのときにスタートしております。

その後、移住希望者の増加やニーズの多様化に伴い、新たな移住定住制度を展開していく中、NPO 法人との連携や地域おこし協力隊制度の活用など、人口減少を少しでも抑えられるよう、効果的かつ継続的に事業を実施しております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7 番（大野一行君）

過去のですね、課長に伺います。

この定住促進関連事業の何年間の総予算がわかれば、教えてください。

○議長（濱野良一君）

佐伯課長。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

それでは過去 3 年間で答弁させていただきます。

予算額と執行額についてお答えいたします。

どこまで事業予算と捉えるかで違ってきますが、企画費の移住定住促進事業で申しますと、令和 3 年度が予算額が 2782 万 9000 円に対し、決算額が 2439 万 1209 円。令和 4 年度が予算額が 3145 万 3000 円に対し、決算額が 2742 万 6316 円。それから令和 5 年度が予算額 6955 万 2000 円にしまして、決算額は 6000 飛んで 47 万 9581 円となっております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7 番（大野一行君）

なぜ私予算を聞きますかと申し上げますと、この予算の費用対効果というか、ポチポチね、制度が始まって時間が経ちますので、大変難しい話ですけども、費用対効果が気になっておりました、例えばこの 3 番の事業の効果がこの費用対効果になります、定着率が分かれば、その費用対効果も出てきますので、

分からなければ結構ですが、今のところ分かってる範囲でお答えいただけますか。

○議長（濱野良一君）

佐伯課長。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

定着といいますか定住される率ですが、これは具体的に数字として取っているものはございません。ただ、関係者のいろんな意見とかをお聞きする中で、転入してからスパンとして5年間ぐらいを見てみますと、5割から6割の方が定住していると聞いております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

ありがとうございます。

ただ、私思うのは、確実なデータを出すためには、転入転出等との連携の中で、やはり、ほぼほぼ100%無理ですけれども、データは上げていただきたい。

その中で費用対効果が出てきますので、それともう1点申し上げますと、今41歳までですか、さまざまな条件ありますよね、3年間か年数が。その間、定住すれば、その補助金は払わなくていいという制度もあります。ただ、一部でしょうけれども、移住をしてきて、その期間過ぎればという、これはいつの場合も出てきますけれども、いうこともありますので、私、今申し上げましたように大変難しいですけれども、転出入とのタイアップしながら、できるだけ正確に近い資料、ぜひ、今後していただければと。それが、先ほども奨学金制度で出ましたけれども、税金を入れてる、結構大きな金額を。大きくなればなるほど多いということではあります、転入者がね。けれども、中には少し聞きますと、まあいろいろありますので、できるだけ今後ですね、割と正確な数字を求めたいと思います。これは私の意見ですので、できるだけ努力をしていただきたいというふうに思います。

それから、私委員会でも、ときどき申し上げますけど、今、とくに重点的に41歳ですかね、までの転入者、割と重点的に、これを分かるんですけど、この小豆島は、終の棲家としてもですね、条件が非常にいい。この日本の島の中で、これだけ病院やスーパーそろってる島、救急車が走ってる島、おそらく1つか2つだろうと。そういう意味では、若い若年層をターゲットするのも分かるんです。当然、それは当然ですけれども、そのときに必ず仕事、生活ができなきゃならないということもありますので、できたら、人を増やすためには幅広く、終の棲家としての宣伝をしていただきたい。それほど条件は良いという島だと思

ってますので、ぜひそっちにも力を入れていただきたい。その辺、ちょっと課長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

佐伯課長。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

確かに移住定住のこの施策につきましては、条件をとといいますか、対象者を絞った移住の補助制度が多くあります。これにつきましても年齢が今定めてる年齢でいいのかというのがありますので、また今後、これについては検討したいと思います。先日もですね、家賃補助の相談がありまして、その方は50歳を超えていて家賃補助もらえないというようなこともありました。

そういう面から、やはり幅広くというのは大切なことだと思いますので、今後また検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

大野一行君。

○7番（大野一行君）

ありがとうございます。

重ねて申し上げますと、若い人を若年層でも、それから高齢者でも、終の棲家としてくる方も、おそらく国の交付金は、1人当たり一緒だと思う。たぶん年齢が若いから交付金が高いということはありません。たぶん私の経験ではそうです。ですから、本当に人口増やすということであれば、さまざまな角度から増やさないと。結局は全国で取り合いいうかっこに実はなってますので、小豆島では終の、先ほど申し上げましたけれども、終の棲家としても最適だと私は思ってますので、時間があまりありませんが、改めて再度申し上げておきたいんです。幅広く検討していただいて、できるだけ人口減が止まるようにですね、セーブできるように頑張ってください。当然私たちも知り合い等には話をしますが、頑張ってくださいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（濱野良一君）

4番 森英樹君。

○4番（森英樹君）

4番、森英樹です。

本日、私が質問させていただきましますのは、デジタル化による町民の利便性の向上についてということで何点かお伺いしたいと思います。

現在私たちの生活や運営、行政運営についてデジタル技術は欠かせない存在となっております。生活面ではコンビニなどのキャッシュレス支払の普及、一方、行政面ではオンライン会議、テレワーク環境の整備、AIによる会議録の自

動作成、ペーパーレス化の推進などが進行中です。これらの技術は、行政業務の効率化や経費削減を図ると同時に、住民の利便性向上にも貢献していると思います。町としても、デジタル関連予算が増加していることから、これらの取り組みについて、何点か具体的な質問をさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、香川DXラボへの参加経費と現在の活動状況についてでございますけれども、私個人、香川DXのDXがどのようなものかなということでもちょっと調べてみますと、DXとは、新たな価値を創出して、サービス、また、組織などを変革するという定義でございます。一般に言われるデジタル化は、既存のシステムをデジタル技術に置き換える、業務の負担を軽減したり、生産性をアップすることが目的というようなことで、このデジタルトランスフォーメーションというのは、サービス、組織を改革するという意味合いを持つての業務、業務というんですかね、取り組みだと思います。

具体的に質問入りますけれども、香川DXラボはデジタル技術を活用しての地域の課題を解決するためのプロジェクトであり、町もその一環として参加していると思います。

まず、町がこのラボに参加するに至った具体的な経緯と当初の目的についてお聞かせください。

また、現在進行中のプロジェクトがあれば伺います。香川ラボと協働により、町が得た具体的な成果や町民サービスにつながった事例があれば、あわせて教えてください。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

森議員のご質問にお答えいたします。

香川DXラボは、人が主役のデジタル社会・香川の形成に向け、県および県内市町ならびにDX関連企業を含めた官民の人と情報が集い、情報交換、協議を重ね、ともに社会全体のDX推進に取り組むことを目的として立ち上げられた組織であり、土庄町も参加しております。今年度は、自治体探求型のワーキンググループが2件、事業者提案型のワーキンググループが3件設置され、各市町で参加し、協議を進めているところでございます。

具体的には自治体探究型の1つ目が多文化共生推進グループで、目的は地域住民と外国人住民が相互に理解し、ともに生き生きと安全安心で豊かな生活を営み、地域で活躍できるよう多文化共生の推進に取り組むものです。

2つ目が、自治体窓口DXグループで、目的は自治体窓口について、県内市町間で情報交換や課題認識を共有し、住民の利便性の向上、職員の負担を軽減する新たな自治体窓口サービスのあり方について議論するものです。土庄町は、

自治体窓口 DX グループに参加しております。

今後の展開や期待の成果につきましてでございますけれども、今年度は自治体窓口について県内市町間で、情報交換や課題認識を共有し、住民の利便性の向上、職員の負担を軽減する新たな自治体窓口グループサービスのあり方について議論するとともに、具体的な施策の方向性が見出せればと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4 番（森英樹君）

この香川デジタルラボに加入しておるんですけれども、まだ具体的な成果とかは出てないというような解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

森議員の再質問にお答えいたします。

今年度、先ほども申しましたとおり自治体の窓口 DX グループということで、窓口に関する各市町との協議、いろんな課題等を踏まえてですね、協議行ったところがございますので、その辺を今後どういうふうにやっていくかというところがございますので、まだ具体的な成果のどこまで、できるかというところには至っておりません。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4 番（森英樹君）

関連してですね、庁内の DX、デジタルトランスフォーメーション推進プロジェクトについてお伺いいたします。

平成（令和）5 年度から立ち上げたとおっております。これまで行われた具体的な作業内容について教えてください。プロジェクトを進めていく中で、直面した課題、それらの課題解決に向けた取り組み、またどのような成果が期待されているのか教えていただきたいと思っております。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

森議員の再質問にお答えいたします。

庁内 DX 推進プロジェクトチームは、デジタルの力を活用して、業務の改善、または住民サービスの向上を目に見えるかたちで達成することを目的に、昨年 9 月に立ち上げました。

参加メンバーは、各課の若手職員 12 名と事務局 2 名の計 14 名を選任しております。定例会を昨年度は 3 回、今年度 5 回を実施しまして、今年度は現状の問題点を洗い出したところ、住民が申請書を提出する際に、自動で内容を入力できないか、災害等の緊急時、よりよい情報共有方法はあるか、など数十個の意見がありました。その中から 3 つを選択し、1 つは手数料等のキャッシュレス納付。2 つ目が、職員間の電子決裁。3 つ目が、公民館等の施設予約のオンライン対応についてのワーキンググループを立ち上げ、さまざまな観点から検討を加えているところでございます。

課題といたしましては、もしできない課題としましては、やはり費用対効果の問題がございます。便利だとしても、莫大な費用がかかるものについては、なかなか一町単独で進めることはできません。こうしたことから、香川 DX ラボにおいて最新の情報を収集したり、他市町の事例を学ぶことをしながら検討しておるところでございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4 番（森英樹君）

今、説明がありましたように、プロジェクトを進めて検討を行って課題を抽出して、それに向かって検討しているということを理解しました。すぐに解決できない課題等さまざまあるでしょうけども、現状の課題を探り、改善点を図るという取り組み、その中でスキルアップもできましようし、香川 DX プロジェクトとの関連性で、そちらのほうで持ち上げて、また、課題解決を県から図っていくというようなこともできるということを知りましたので、ぜひ、プロジェクトを継続させて業務の効率化、住民サービスにつなげていただきたいと思います。

続いて、2 点目の高齢者向けのスマホ教室の取り組みと目標についてお伺いします。

高齢者を対象としたスマホ教室を今現在開催しております。この教室の具体的な目標として、高齢者がどのようなスキルを習得し、どのような場面でそれが活用できるようになることを目指しているのか。具体的にどのような内容を教えているのか。また、どの程度の参加者数があったのか。実績を教えてください。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

森議員のご質問にお答えいたします。

誰 1 人取り残されないデジタル社会の実現に向けまして、主にスマホを持つ

ていない方、使い方が分からない方を対象としたスマホ教室を4月から6月にかけて、12日間、8月から10月にかけて12日間開催いたしております。

本日現在時点では、延べ103名の方が利用されております。

今回の教室では、スマホの電源の入れ方といった基本的なことから、メッセージアプリの使い方などを学んでいただいております。

将来的には、役場に足を運ばなくても各種の申請ができる、例えば、オンライン申請や、イベント情報、防災情報などをスマホで受信できるようなデジタル化がなお一層進んでくるとおられます。そうした際に、町民の皆さまが利便性を享受することができ、困らないようにしていくことが目標としております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4番（森英樹君）

今年4月に入って103名ということで、この数字が多いのか少ないのか分かりませんが、町としたら将来的にいろんな情報を流す中で、ほかの自治体でもLINEを使っただけの即時緊急な情報を流したりとするようなことがあるということをお聞きしております。

今現在、情報発信でございますけれども、広報、ホームページ、防災無線、回覧板とありますけれども、スマホを使った迅速な情報発信が今から考えられますけれども、それぞれ一長一短ございますけれども情報発信の強化という面で、ツールが多いに越したことはございません。スマホ教室による成果が、町民の日常生活に少しでも役立てるように期待をして、継続性のある施策ということで行っていただきたいと思っております。

次に、3点目の観光客に対するデジタルサービスの充実についてお伺いたします。

観光、観光客に対する対してのデジタルサービスについてでございますけれども、地域の魅力を高め、交流人口の増加につなげ観光産業の発展に寄与する重要な要素と考えております。港から土渕海峡、またエンジェルロード方面へ歩いている方、迷路のまち周辺を散策している方、ほぼ100%スマホを見ながら移動しています。これはどこにあるお店かなど、検索したりする情報の取得やマップ検索によりましての現在の位置とか、スマホ情報をなくしての移動ができないという現状だと思っております。そういうことを踏まえまして、観光案内やイベント情報など、現在どのようなデジタルサービスが提供されているのか教えてください。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

森議員のご質問にお答えいたします。

観光客へのデジタルインフラの整備としまして、主要な観光拠点であります土渕海峡、エンジェルロード、それから大坂城残石記念公園、土庄港ターミナル、大部の屯所、豊島交流センター、唐櫃切符売り場に公共 Wi-Fi を整備しております。

また、観光情報やイベント情報につきましては、ホームページでの情報発信や小豆島観光協会ウェブサイトを中心に各種 SNS でこまめに発信しております。交通関係では、バス事業者におきましては、交通系 IC カードの利用が可能となっており、グーグルマップ等のデータを活用したバスの路線情報や乗り換え情報も閲覧可能としているところでもあります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4 番（森英樹君）

いろいろと計画されている中で土庄町の総合計画、この中にも今課長がおっしゃられていた公共施設の Wi-Fi 設置件数、今申されてました 8 件ですかね、令和 9 年では 15 件にというような計画もありますので、いろいろと観光客の利便性に貢献するようなかたちでしていきたい、していただきたいということはお願ひします。それと先だつての新聞記事にもありましたけども、このバスロケーションシステム、これも観光の利便性にも関連すると思うんですけども、このあたりちょっと簡単に説明いただけますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

企画財政課長 佐伯浩二君。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

それでは、今議会にも予算で計上させていただいておりますので、企画財政課から説明させていただきます。

バスロケーションシステムは GPS を使ってバス車両の位置情報や運行状況をスマートフォンやパソコンで確認できるといったものです。

具体的に言いますと、スマホですとまず、そのアプリをダウンロードしていただいて、起動しますと、その地図が出てきまして、そこにバス停が載っています。そのバス停をタップすると、そのバス停でのバスの遅れてる時間とか、あと臨時便が出ているとか、そういう情報が得られるということで、それを見た方は乗車時間をちょっと工夫したりとか、目的地までのルートをちょっと変更したりとかいう、そういう調整が入りまして混雑が平準化されると、こういった混雑の防止とか軽減を目的としたのが、このバスロケーションシステムになります。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4番（森英樹君）

ありがとうございます。

今までになかったシステムの導入ということで、どのようなものになるか期待をしております。それと併せまして、先だって昨日まででございますけれども、1週間程度、自動運転バスの実証実験も土庄港からエンジェルロード公園まで運行されてましたけども、そのあたりの今ある情報をちょっとお答えいただけますでしょうか。

その実証実験が実証実験で終わるのか、それが将来的にやっていけるのかというようなところまで分かればお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

佐伯課長。

○企画財政課長（佐伯浩二君）

自動運転バスの実証実験につきましては、9月の12日から昨日の17日まで実質6日間で行っております。今朝ちょっと情報を聞きましたところ、乗車人数は480人の乗車で、おおむね観光客と住民の方とのすみ分けは、だいたい半々というふうに聞いております。

今から、また、今までの運行のを分析しながら将来どうするかっていうのは考えていくわけなんですけども、ステップも、今、今回はレベル2の運行でしたが、それをまたレベル3、4と続けていくのかというのやはり、多少、中身を相当分析して課題も多いと聞いておりますので、その辺をほかの町、例えば高松市とか三豊市さんも今年度やっておりますので、そういう結果も踏まえながら将来どうするかっていうのを考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

森英樹君。

○4番（森英樹君）

今、いろいろと聞きましたけども、デジタル技術は今後ますます町民の利便性向上に欠かせない要素となりますが、その導入と活用には計画的な取り組みと住民の理解が不可欠だと思います。少子高齢化の進展に伴い税収の減少が見込まれる中、AIやデータ技術を効果的に活用することで既存のインフラや人的リソースを維持していくのに、どう役立てていくのかということにもつながってこようかと思っております。

土庄町の総合計画、また基本計画、デジタル化の推進に記載されておりますけども、町のデジタル化、推進ビジョンがより明確にされ、町民全体がその恩

恵に享受できるような仕組みが一層進展することを期待しております。

今後とも住民目線に立ったデジタル施策の推進をお願いしたいと思います。
以上でございます。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。なお、再開は 11 時 00 分を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午前 10 時 49 分

再 開 午前 11 時 00 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。一般質問を続けます。

○議長（濱野良一君）

3 番 宮原隆昌君。

○3 番（宮原隆昌君）

3 番、宮原です。

町職員の人材確保について質問いたします。

よいまちづくりをするためには、良い人材が必要だと考えております。少し

昔でありましたら、地元の優秀な人材も集まっており、定年まで奉職することが当たり前の時代でありましたが、近年、働き方に関する価値観が多様化し、公務員に対する考え方も変わってきていると感じております。土庄町役場においても若い職員の中途退職が続いており、土庄町の貴重な人材が毎年流出していることに危機感を抱いております。

それでは、まず最初に優秀な人材を確保するため、他市町との職員採用競争に対して独自の対策等がありますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

宮原議員のご質問にお答えいたします。

優秀な人材を確保するためには、まず、職員募集において多くの方に応募いただくことが必要であると考えております。そのために、昨年度は、受験者が自身の居住地や希望する場所に近い試験会場を選択することができるテストセンター方式を新たに取り入れるとともに、多数の大学が参画する求人受付 NAVI や地方自治体や公的団体などが使用する公務員試験情報サイトなどの Web サービスを有効に活用しているところでございます。

また、包括連携協定を結んでいる大学等のインターンシップを積極的に受け入れることにより、早期に学生との接触機会を持つことができ、町政の理解や働くイメージの醸成という点で採用につながると期待しているところでございます。

○議長（濱野良一君）

宮原隆昌君。

○3 番（宮原隆昌君）

全国的に見ましても少子化に加えて、公務員の待遇などの不満から受験者数が減っており、民間企業を選ぶ人が増加していると思われまます。深刻な人材不足に直面してる中、ぜひ独自の対策案を実施し、優秀な人材を採用していただきたいと思ひます。

次に、先ほど申しましたように近年、比較的若い職員の離職は進んでいると感じていひます。過去 10 年間の離職者数と傾向、また、町としてこの状況をどう捉えているでしょうか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

宮原議員の再質問にお答えいたします。

自己都合による退職者数は、令和 5 年度で 5 名、令和 4 年度 2 名、令和 3 年

度 6 名、令和 2 年度 2 名、令和元年度 4 名、平成 30 年度 3 名、平成 29 年度 6 名、平成 28 年度 3 名、平成 27 年度 5 名、平成 26 年度 5 名の計 41 名となっております。これといった傾向は今のところ見受けられませんが、離職理由といたしましては、結婚、出産、育児等によるものが最も多い状況でございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

宮原隆昌君。

○3 番（宮原隆昌君）

離職には、さまざまな理由や事情があることは承知しておりますが、長く働き続けてもらうためには、魅力ある職場づくりが不可欠であろうかと考えます。現在の町の取り組みや今後の方針があれば教えてください。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

宮原議員の再質問にお答えいたします。

宮原議員のおっしゃるとおり、長く働き続けてもらうためには、魅力ある職場づくりが不可欠であると認識しております。そのため、ノー残業デーや早出遅出勤務の実施、年次有給休暇に係る取得率向上、テレワークの導入など、ワークライフバランスを推進するためのさまざまな取り組みを実施しております。

また、庁舎の宿直業務を民間に委託し、職員の負担を軽減したほか、給与面でも管理職の範囲を見直すなど、改善に努めているところでございます。

そのほか、職員発想による朝のラジオ体操を取り入れたところで風通しのよい職場環境づくりにも留意しております。

今後もさまざまな方策で職員の働きやすい職場環境の整備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

宮原隆昌君。

○3 番（宮原隆昌君）

カスハラ対策の相談室の設置や男性の育児休業の取得などを促進するための制度整備など、職員一人一人のモチベーションの向上につながるような職場づくりの検討をお願いいたします。

最後になりますが、必要な人材を確保できなかつたり、離職により職員数が減少したりすれば、通常の行政サービスはもとより、南海トラフ大地震など災害時やその他の緊急時の対応にも支障をきたす可能性があります。出勤経路の寸断や職員自身あるいは家族の被災といった状況も想定される中、職員の召集体制や必要な人員の配置について影響はないのでしょうか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

宮原議員の再質問にお答えいたします。

例年、職員採用につきましては、自己都合による退職者数を予め見込んで採用し、各課に必要な人員配置に努めているところでございます。

災害時等の緊急時対応体制につきましては、宮原議員のおっしゃるとおり、災害の規模や職員の罹災状況等によってはマンパワーの不足が懸念されるころではあります。災害時優先業務を迅速かつ的確に遂行するため、業務の優先度を勘案して、具体的な業務従事者数を割り振った計画を策定するとともに、他所属または他部局からの横断的な応援体制を構築し、限られた人員を有効に活用してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

宮原隆昌君。

○3番（宮原隆昌君）

県内の他の町では特殊な事情によりますが、災害時の対応を考え、職員の採用時にその町に居住することを条件としてお願いしている自治体もあります。大変難しい問題でございますが、私は南海トラフ大地震や離島という状況を考えれば、土庄町においても今後採用時の条件についても検討する必要があるかと思っております。

最後になりますが、職員の確保につきましてはさまざまな質問に答えていただきました。町執行部におかれましては、最大限の努力をお願いし、土庄町職員には誇りとプライドを持って仕事をしていただき、土庄町役場は他の自治体へのステップアップの踏み台ではないことをお願いして質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（濱野良一君）

1番 岡本真澄君。

○1番（岡本真澄君）

1番、岡本真澄です。質問を2点させていただきます。

はじめに、土庄町職員によるソーシャルメディアの利用についてですが、まず、ソーシャルメディアとは簡単に申しますと、ブログや動画共有サイト、SNSなど、インターネット上のコミュニティサイトのことで、代表的なもので言いますと、YouTube（ユーチューブ）やLINE（ライン）、Instagram（インスタグラム）などがあり、ユーザー同士の交流や情報を発信したり共有できるサービスのことを言います。

こういったサービスは、媒体をお持ちの方であれば、個人の責任におきまして気軽に利用し、楽しむことができる反面、間違った使い方をした場合、例えば他人の誹謗中傷や悪意のある投稿によって犯罪となる可能性や、個人情報の流出や書き込みにより犯罪に巻き込まれるなど、さまざまなリスクを含むものであり、皆さま方もご存知かと思いますが、利用による悪いニュースが頻繁に取り上げられております。

そこで、町職員におきましても、ソーシャルメディアは自由に利用できる反面、公務員としての自覚を持ち、道徳心を忘れず倫理観をもったうえで、全体の奉仕者として慎重に利用しなければならないと私は考えます。

では、担当課長にお伺いいたしますが、町職員が私的、公的に関わらず、ソーシャルメディアを利用するにあたっての規則やガイドラインは、今現在、土庄町にあるのかどうかをお願いいたします。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

ソーシャルメディアは、非常に便利な反面、さまざまな危険性もあると認識しております。質問のありましたソーシャルメディアを利用するにあたっての規則やガイドラインは現在、土庄町では作成しておりません。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1番（岡本真澄君）

現在、利用に関してのガイドラインなどは無いということですが、私自身、他の自治体などを調べてみました。土庄町と比べまして規模や人口の多い少ない関係なく、複数の自治体が職員のソーシャルメディアの利用に関してのガイドラインを策定していました。

大まかな内容としましては、「職員としての自覚と責任を持ち、関係法令などを遵守すること」「正確な情報を発信し、不確かな内容や自治体の方針に反する内容は控える」などです。

現在、土庄町職員に対してのガイドラインなどは無いとのことですが、職員に対してのソーシャルメディアの利用に関する教育や講習は行われているのか、担当課長お願いいたします。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

岡本議員の再質問にお答えいたします。

ソーシャルメディアの利用に関する教育や講習についても一般的なコンプライアンス研修の実績はありますが、ソーシャルメディアに特化したものは行っておりません。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1番（岡本真澄君）

では、一般職、会計年度職を問わずですね、町職員がソーシャルメディアを利用して行政批判につながりかねない情報発信や不確かな情報発信を行ったという事例は、今までにあるのかどうか、課長お願いいたします。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

岡本議員の再質問にお答えいたします。

すべてを把握することは難しいため、お答えしかねますが、住民の方からご指摘をいただいた事例はございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1番（岡本真澄君）

住民の方からご指摘いただいたことはあったということですが、町職員がですね、町政に対しての批判や不確実な情報、町民の方々にですね、勘違いを起こさせる情報を私的に行うことは、町民の方々の不安をあおることにもなり、行政不信を招きかねないと思います。その職員の方に対してどういった対処をされたのか、もし対処をされたのであれば、お聞かせください。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

岡本議員の再質問にお答えいたします。

当該職員に対しまして、内容確認を行いまして、公務員としてソーシャルメディアを利用する際の注意事項や留意事項について指導いたしたところでございます。以上です。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1番（岡本真澄君）

今回は指導というかたちで終わってますけれども、状況によりけりだとは思いますが、最悪の場合どういった対処をせざるおえないのか、お聞かせ

いただいてよろしいですか。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

岡本議員の再質問にお答えいたします。

最悪の場合ということでございますけれども、懲戒処分の対象となり得るほか、地方公務員法第60条第1項第2号の規定により、懲役または罰金という刑事罰の対象ともなり得ます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1番（岡本真澄君）

なるべくそういったことが、今後起こらないようにですね、教育などしっかり行っていただきたいと思います。

では、町長にお伺いいたします。不確かな情報を発信するなどして町民の皆さまを不安にさせない、またですね、不信感を与えないためにも、土庄町としまして町職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドラインを作成されたほうが良いとは思いますが、いかが思われますか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長

○町長（岡野能之君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

町職員の情報発信は、実際の情報として捉えられ、多くの確認の問い合わせがあります。そのようなところから、町職員がソーシャルメディアを私的利用するにあたっては、ソーシャルメディアの特性を正しく理解し、個人としてのみならず、公務員として注意しなければならないことを踏まえた上で、利用することが肝要であると思っております。

個人として、誹謗中傷や人権侵害をしてはならないことはもちろん、公務員として守秘義務があり、信用失墜行為が禁止されていることなどをきちんと認識しておく必要がありますので、ガイドラインの策定や研修の実施について、今後取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1番（岡本真澄君）

ありがとうございます。相当、前向きなご返答をいただきましたので、次の質問にまいらせていただきます。

次に、学校給食の食物アレルギー対策についてお聞きいたします。

厚生労働省によりますと、今から 50 年前ぐらいではですね、日本ではアレルギーというのはほとんど無く、現在では国民の 3 人に 1 人が何かしかのアレルギーを持っていると言われておりまして、症状は軽微なものから命に関わるものまで多岐にわたるそうです。ご存じの方もいらっしゃるかとは思いますが、昨今におきまして、アレルギーが増えている原因を大まかに申しあげます。それは、原因物質の増加や生活環境の変化、精神的ストレスや衛生状態の向上などがあげられるそうです。

では、本題に入ります。土庄町では今年の 7 月 4 日に、土庄小学校の給食において児童 1 人が小麦アレルギーを発症したと、7 月 6 日の四国新聞でも報道されました。事故当時の児童の処置、また、その対応について担当課長にお伺いいたします。

○議長（濱野良一君）

教育総務課長 堀康晴君。

○教育総務課長（堀康晴君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

本年、7 月 4 日に土庄町立中央学校給食センターで調理された給食に、誤って小麦を含む肉団子が提供され、児童 1 人がアレルギーを発症しました。児童は給食後、昼休みに教室で友達と遊んでいましたが、約 1 時間 30 分後にアレルギー症状が出ていることに担任が気づき、保護者に連絡してから医療機関を受診しました。その後、症状が安定しましたので、帰宅して様子を見ることにしました。翌日には、元気に登校しておりますが、念のために体育の授業は見学といたしました。幸いなことに、大事に至ることはございませんでしたが、教育委員会といたしまして、児童、保護者の皆さまにご迷惑をおかけしたことを大変申し訳なく思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

不幸中の幸いと言いますか、大事に至ることはなかったということでよかったです。

町内の小中学校合わせて約 870 食ということで報道されておりましたが、発症したのは 1 名の方だけでしょうか。アレルギーのあるお子さんはほかにもいらっしゃると思うのですが、何もございませんでしたか。お聞かせください。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

何らかのアレルギーを有する児童は相当数おりますが、今回異常が見られた児童は1名だけでした。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1番（岡本真澄君）

保護者の方とは、症状が発生した場合に備えて服薬などきちんと話し合いをされていますでしょうか。お願いします。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

岡本議員の再質問にお答えいたします。

アレルギーを有する児童の保護者とは、日ごろから対処方法について話し合っており、万が一の場合に備えて薬を持参してもらっております。今回は、速やかに保護者に連絡のうえ、持参薬を服薬させてから病院を受診いたしました。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1番（岡本真澄君）

日頃からの家庭と学校とのコミュニケーションは大切です。「もしも」は無いほうがいいのは当然ですが、万が一の場合の備えや職員の教育は今後もしていただきます。大切な子どもたちのですね、命を預かっているのですからお願いいたします。

次に、事故の原因と対策についてお聞かせください。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

当日の献立は「肉団子と春雨のスープ」で、小麦を含まない肉団子を発注しておりましたが、業者が誤って小麦入りを納品しました。センターにおいては検品をする際、成分まで確認をすることを怠ってしまいました。

今回の件は、確認作業が不十分であったことが原因であることから、食材を変更した場合などへの対応として、業者への発注書を分かりやすくし、センターでの検品作業は2名体制とするとともに、アレルギー対応食材や変更した食材に関しては、とくに注意を払い、細かく確認をすることといたしました。

今回の件を教訓に、食材の検品を確実にを行い、二度とこのようなことが起こらないよう留意してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

納入業者側にもですね、検品する給食センター側にも双方が徹底して安全に留意しなければならないことです。子どもたちの安全には変えられません。

この納入業者は 5 月にも、ほかの自治体においてもミスがあったと報道がありました。どのようにお考えか、課長お願いいたします。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

報道につきましては承知をしておりますが、今回の事故につきましては、給食センターでの検品ミスもございます。業者からも確認作業の徹底を今後進めると、回答をいただいております。

さらに、当該業者の扱う食材の数と申しますのが非常に多く、また安価であり、週に 1 回高松から食材を納入いただいております。食材が手に入りやすくなりますと、食材費が高くなります。

また、献立のバリエーションも少なくなるというデメリットがございます。そうしますと、給食の質が下がるという恐れもございますので、安全を確認しながら丁寧に対応、改善していきたい、そのように考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

ほかに何か再発防止の対応はされましたでしょうか。お願いします。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

岡本議員の再質問にお答えいたします。

事故発生後の 7 月 11 日に小中学校の校長、各こども園の園長、調理員、給食センター職員、栄養教諭に出席をしていただきまして、今回の事故の概要、改善策、再発防止のお願い、アレルギー研修の重要性等の協議を行い、情報共有、危機意識を持つように図りました。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

今、課長がおっしゃりました、アレルギー研修っていうのは、どのように行われているのか、お聞かせいただいでよろしいでしょうか。

○議長（濱野良一君）

堀課長。

○教育総務課長（堀康晴君）

岡本議員の再質問にお答えいたします。

各学校におきまして、職員研修において、アレルギー研修は実施いたしております。

また、町教育委員会主催で、小豆島中央病院の医師をお招きして学校、園の教職員が、実際に児童生徒のアレルギー反応が起こった場合を想定しまして、その対処法についての研修会を実施しております。

今回の事故の 2 週間程度前に、このアレルギー研修実施しておりまして、今回はその成果といいますか、そのおかげで適切な対応ができたと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

教員の皆さまにつきましては、今回はですね、よくぞ早急な対処をしていただけたと思います。ですがですね、安全に留意していても、ヒューマンエラーというもの避けられないと考えます。給食センターにて、手間とコストはですね、かかるでしょうが、検品時にバーコードスキャナーを利用するなどですね、機械による対策も今後検討していただければと思いますが、そのあたり教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（濱野良一君）

港教育長。

○教育長（港育広君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

常に危機管理意識を持って仕事に励まなければいけないということは当たり前のことなんですけども、とくに子どもの命を預かっているという意識をしっかり持って、それぞれの担当の方々に仕事を取り組んでもらうようお願いしております。

しかし、1 度通知すれば、それでもう起こらないということではありません。常日頃から職員同士が声をかけ合って意識を維持できるような体制づくりに取り組んでまいります。

また、教育委員会も安全体制につながる取り組みを検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（濱野良一君）

岡本真澄君。

○1 番（岡本真澄君）

ありがとうございます。

今回のようにですね、ミスにミスが重なって、まさかというものは起こるものです。ですが、起こしてはいけないミスも当然あります。人の命にかかわりますから、今後ともよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（濱野良一君）

9 番 福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

9 番、福本耕太です。日本共産党を代表いたしまして質問をいたします。

1 つ目は、公共施設の利用に関するルールづくりの具体化がどこまで進んでいるかという点です。

本来の目的を終えた公共施設を再利用するにあたって、私はこれまでの議会の中でも、「体系立てた明確なルールづくりが重要」だということを訴えてまいりました。現時点において、体系立てた明確なルールがないため、執行部と地域住民との間にあつれきや対立が生じたり、町と住民、民間業者の間で公平性と公正性をめぐってトラブルが起きています。今後こうしたことを繰り返さないためにも、体系立てたルールを作り、文書化することで明確化し、また、ガイドラインに沿った活用を進めることが大切だということを訴えてきたところでもあります。その上で、私は 2 つの柱を立てて提案をしてきました。

1 つ目の柱は、民主的なプロセスを徹底するという点です。なかでも、同意なき立ち退きを住民に求めない。施設を地域住民が地域活動で利用している場合には、町はその活動の継続を保障する。

もう 1 つは、民間への貸し出しや売却をする場合においては、地域住民に報告と説明を行い、再度、地域の合意を得るという点です。

もう 1 つの柱は、民間への貸し出しや売却が決定した後の公共性と公平性および公正性の担保という点です。

医療福祉施設など、公共性の高い施設は一般的な営利団体との比較で優先されなければなりません。そして、一般的な営利団体から貸借や売却の要望が出された場合においては、一定期間の公募期間を設定し、プレゼンを実施するなど、透明性と公平性を高めた選考を行って公正性を担保する必要があります。

この提案を行ってきましたけれども、今現状において土庄町としてどういったルールづくりを進めているか具体的に答弁を求めたいと思います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

1点目の柱についてでございます。本年3月定例議会で、同様のご質問をいただき答弁しておりますので、再度、同様の内容で答弁させていただきます。

「地域住民が地域活動で利用している場合には、云々」とのことですが、地域住民とはどの範疇のものか、公的利用とは何か、などが漠然としており、実際的にも一部のひと、その他の人の利害が相反する場合のことや、一部でも利用されている限り、その他の目的あるいは全体の福祉のための利用を検討することができなくなる、といったことを考慮すると、なかなかそういったスキームでのルールづくりは難しいのではないかと思います。町行政といたしましては、むしろ「その施設なり土地の最有効活用はどうあるべきか」を検討することが重要であると考えております。

なお、町が住民の意思を無視して強引に推し進めるようなことをするつもりはなく、今後とも、議会への質問や住民説明会などを丁寧に行ってまいります。

また、旧戸形小学校跡地の利活用につきましては、アンケート調査を実施したところ、「協議会を立ち上げ、老若男女さまざまな意見を聞いてはどうか」との意見がありましたので、先月8月29日に戸形地区自治会長と協議し、新たな協議会を立ち上げ、協議を進めていくことになりましたので申し添えておきます。

また、2点目の柱につきましてですが、本年6月の定例議会で土庄町行政財産の使用料に関する条例の一部を改正させていただきまして、行政財産の使用に関して入札または公募を取り入れたところでございます。これに基づき、旧土庄高校跡地の使用に関して公募を実施しました。

今後とも、希望者が複数あると思われる場合や、一定の規模以上の物件の貸し出しや売却にあたっては、公平性を図る観点から入札や公募を取り入れていく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

まず1つ目のですね、地域住民の民主的なプロセスをという点で、地域住民の定義が曖昧で難しいと言われたんですけども、そのあとに自治会のほうにアンケート出したって言って、ちょっと矛盾するような答弁があったんですが、活用してるのは基本的には地元の自治会の方々ですので、それはもう言うまでもなくですね、地元自治会の方々にきちんと、それはもうスポーツ少年団とか、

そういったスポーツ等も含めてですけども、もう見たら分かる話ですから、そういうところにきちんと連絡を取って皆さんと一緒に考えていくという姿勢をとってくださいということですので、こういう曖昧で難しいということではなくて、そういう自治会とかにきちんと話をしていくという姿勢を持っていただきたいということで再度求めておきたいと思います。

それから施設のですね、公共性、公平性という点では、今、現実的に使わなくなった公共施設なんかを貸し出して、民間で活用してる点もあると思うんですけど、そういうところなのです、民間で活用するにしても、高い家賃を取って活用しようとしても現実にはできないといったこともありますので、例えばその地域の清掃とか、管理棟なんかをきちんとやってもらう代わりに、家賃の部分の一部を相殺するとか、そういうような具体的なことをやってると思うんで、現実的にね、生涯学習課でも。そういうことをきちんとした文章化していったって、こっちではこんなんしてんのに、こっちではしてくれへんやないか、とかってというようなトラブルがないような、きちんとした明文化、文書化をしていくことが大事だという点を申し上げておきます。そこもきちんとまた作っていただけたらと思います。努力していただいているのもわかりますし、時間もかかると思いますが、1つ1つ積み上げていただけたらというふうに思います。

2つ目の質問に入ります。

2つ目は介護等級に関係なく、紙おむつが必要な高齢者すべてに購入補助を実施すべきだという質問の趣旨になります。

現在土庄町では、紙おむつを必要としているすべての高齢者のうち、要介護3以上の高齢者だけが購入補助が受けられる制度になっています。

行政側は、介護給付費削減のために、介護等級で線引きを行っていると思うんですけども、高齢者からするとですね、紙おむつを必要としている高齢者という点では、そういう括りでは購入補助を受けられる人とそうでない人を分ける線というのは、境界線というのはどこにも存在しません。

紙おむつは、高齢者が人間らしく生活していく上で欠かせない生活必需品であって、もはや基本的人権であると私は考えております。介護等級に関係なくですね、紙おむつが必要な高齢者すべてに購入補助が行われるようにしていくことが大事だと思うんですけども、そこで問いたいと思うんですが、要介護3に満たない等級者で紙おむつを必要としている高齢者が、一体どのぐらいいるのか、町として把握しているかどうかをまずお聞きしたいと思います。

そして、全体の高齢者が紙おむつの補助を受けられる、使ってる人ですね、受けられるようにする場合については、概算でどのぐらいの予算が必要になってくるかという点について金額をお示しいただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

まず 1 つ目の紙おむつの購入補助につきましては、要介護 4 以上の本人非課税の方に対しまして、介護保険制度の家族介護用品支給事業として行われております。この事業に上乘せいたしまして、要介護 4 以上の本人課税者および要介護 3 以上の方まで対象を拡大いたしまして、町単独事業といたしまして補助を実施しているところでございます。従いまして、要介護 3 に満たない方の必要者数につきましては、現在のところ把握しておりません。

あと 2 つ目の、仮に「必要とする高齢者すべて補助をする」という場合とのことですが、こういった制度設計で行うかによって異なってまいりますので、お答えすることは難しいと考えております。

ご参考に、現在の制度における令和 5 年度の実績を申し上げますと、町による単独上乘せ分を含みまして、給付人数につきましては約 80 人、給付額につきましては約 300 万円というかたちになっております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

人数把握してないということですので、また質問したいと思っておりますけれども、ぜひ把握していただきたいと思っております。その把握していただく中で、住民アンケートとか、さまざまな方法があると思っておりますので、把握していただいた上で金額を出していただいて、土庄町にはどれだけの方が紙おむつを利用しているのかという点と、補助の金額についても、きちんと掴んでいただくことが第一歩になるんじゃないかと思っております。

高齢者の方からね、やっぱり生の声をいただくと、紙おむつ、どうしても必要だという方結構ね、おられるんですけど、たこうて、なかなかもうほんまに、すぐに使えないということだからかなり節約してるということなんですね。そういう人間の生活にとってやっぱり清潔感を維持していくっていうのは、本当にやっぱり人権に関わる問題だと思っておりますので、その点については、私は岡野町長に住民の生活、命、暮らし、福祉を最優先にした町政を進めてくださいということを再三求めておりますけれども、そういう観点から予算を増やしてほしいなということを求めてお願いしたいと思っております。

時間もありますので、次の質問にいきたいと思っております。

災害対策としてですね、実施しております、かさ上げ工事についてですけども、土庄高校の跡地のかさ上げを去年、昨年行いました。今年度も、こども

さくら公園のかさ上げを行うということなんですけども、これに対してですね、地域の住民の方から、かさ上げを行った部分が地震によって崩れてきて溝が埋まったり、また土がその家のほうに流れてきたりするんじゃないかという切実な心配が私のもとに寄せられております。それで、この間ずっと科学的にですね、このかさ上げがどのような効果をもたらすのか。また、崩れてきたりとかする心配はないのか、ということを経験的数値によって示してほしいということをお求めてきておりますけども、前回の委員会の中で科学的な根拠をお示しするという答弁がありましたので、再度お聞きしたいと思います。それでは答弁をお求めたいと思います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

かさ上げ工事がどのような災害に対し、どのような効果があるかというところでございますけれども、まず高潮、津波、台風の大雨の異常気象時に対しまして、旧土庄高校跡地周辺は、土庄町津波・土砂災害ハザードマップで示されているように低地であり、高地の一時避難場所が皆無であるため、かさ上げ工事により、高齢者および避難行動要支援者等の避難に時間を要する方々をはじめとする住民の方々の一部避難場所として有効であると考えております。

2つ目の、科学的どの規模での地震まで耐えられるか、というところでございますけれども、この、かさ上げ工事における耐震調査等は、盛土の構造が標準的でないときや、盛土崩壊による影響が多大であると認められる場合などに実施することとなっております。

盛土工指針の標準のり面勾配は、盛土高 5m 以下については、勾配が 1 : 1.5 ~ 1 : 1.8 となっております。また、開発許可の盛土法面勾配は 30° 以下とすることになっていることから、安全側をとり、法面勾配を 1 : 1.8 を採用しております。法面勾配 1 : 1.8 は垂直に 1.0m に対して、水平に 1.8m の勾配でございます。また、法面勾配 1 : 1.8 の角度は 26.4° となり、30° より緩やかになります。また、法裾の道路幅員は 7.5m あり、周辺の家屋との離隔は十分にあると考えています。

以上のようなことから、かさ上げ盛土についての耐震構造設計は行っておりません。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

一番最後ですね、「耐震構造設定は行ってない」ということで、私質問の

中で、耐震について震度だけじゃなくて、ガルやカインといった指標においてもどこまで耐えうるのかを示してほしいという話入れてたんですけども、これについては答えようがないと、計算に入れてないということです。そうしなければですね、やはり科学的な、地震に対して土が崩れてくるんじゃないかという住民の皆さんの科学的な心配に対して、科学的にお答えすることができないと思うんですね。1:1.8 という構造ってのは、これ地震がなかった場合の構造の話だと思うんですけども、地震の耐震、住民の皆さんが心配してるのは、地震が起きたときに、自分の身長よりも高いとこまで積まれている土が家のほうに流れてくるんじゃないか、という心配なんです。ですから、やっぱりきちんとかいような科学的根拠を示してくださいという質問出された場合については、そうしたカインやガルといった耐震についての数値を示した上でやらないと、やっぱり住民の皆さんからは理解を得られないんじゃないかというふうに思います。「かさ上げについて一部避難場所として有効だ」という話なんですけど、住民の皆さんのお話聞きますとね、本町の人と話して、全員と聞いたわけじゃないですけど、「もし地震が起きたりとか、高潮、津波がきますとかっていう話になった場合であれば、土を盛ってある場所に逃げるのではなくて、役場に来たり、役場の建物の中に上がったたり、今、とのたる館ね、あの建物のほうに私たちは避難しますから、その雨ざらしの土盛られてるところに行ったりはしませんよ」と言うのが、住民の皆さんの声なんですよね。ですから、そういう意味で、盛り土がどのような災害対策になるのかを科学的に示してくださいというふうに今ご質問したんですけども、今の答弁ずっと続けておられますので、私としましては科学的根拠がないと、土庄町として科学的根拠はないけども、とりあえずかさ上げをしたというふうに理解したいというふうに思います。

では、時間もありますので、次の質問に入りたいと思います。

保険証がですね、この12月に廃止になってマイナンバーカードを持たない人にはですね、資格証明書が配られるという話なんですけども、多くの住民の方からですね、「保険料を払ってんのに保険証を廃止されたら私ら保険診療を受けられんようになるんですか」という心配の声が上がってます。

そこで、町にしっかりと答えていただきたいんですけども、保険証が廃止になった場合、そしてマイナンバーカードを持たない人は、どうなるのかというところを聞きたいと思います。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、本年12月2日以降の新規発行や紛失による再発行

はできなくなります。マイナ保険証を保有していない方につきましては、「資格確認書」が交付されます。本年12月1日までに、国民健康保険証を発行されている方でマイナ保険証を保有していない方につきましては、来年7月末までに、町から「資格確認書」を送付いたします。ご本人からの申請は必要ございません。この確認書によりまして、現在の保険証と同じ取り扱いができることとなっております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

今、健康福祉課の課長のほうから明確に保険証が廃止になっても、マイナンバーカード持つ必要ありませんよと。ちゃんと資格証明書を発行しますから、その資格証明書で保険証のように使えますので安心してくださいという回答がありました。これね、すごく大事なことです。今ね、マイナンバーカードカードを返納する人も増えていってますし、作らない人もたくさんいるんですよ。あっちこっちでトラブルが起きてますから。こういう国が進めている、私は意味のわからんことをやってると思ってるんですけども、こういうことに対して、住民の皆さんが安心して病院にかかれるようにするっていうのは、行政の本来の責任だと思いますんで、具体的に町広報とかを使ってですね、資格証明書出しますから大丈夫ですよと、安心して医療にかかってくださいよっていう案内をしていただきたいというふうに思います。

次の質問に入りたいと思います。

次の質問は、三枝邦彦前町長の退職金についての質問になります。官製談合事件を起こして、有罪判決を受けたことによって、三枝邦彦前町長の退職金は、本人に支払われなかったというふうに町からは説明を受けています。

今、町長の退職金っていうのは4年間で1300万円という高額な金額になってるんですけども、このお金の動きがどうなってんのかというところへんが、住民の皆さんの関心に上がっております。

まず最初に、もう一度確認をしておきたいんですけども、三枝邦彦氏は有罪判決を受けておりますので、退職金は払われていなかったんですね。確認をしたいと思います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

三枝前町長に退職手当は支給されておられません。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

再度きちんと確認ができました。

支払っていないということで、ではですね、支払われなかった退職金はどこへいったのか。町財政に還元されたのか。町財政に還元されたんであったら歳入として予算書、決算書に明記されるはずなんですけども、どこを見ればこのお金の動きってというのが分かるのか、お示しいただきたいと思います。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

まず、退職手当の仕組みについてご説明いたします。

退職手当は、香川県内の市町や一部事務組合で構成された香川県市町総合事務組合から支給されるもので、町からは退職手当の積立金として負担金を納めております。

なお、この負担金は、職員一人一人に対して算出されるものではなく、職員の給与月額総額に負担率を乗じた普通負担金や退職手当の累計の収支差額の一部を負担する特別負担金を納めるものとなっております。当時の三枝前町長の退職手当支給につきましては、退職手当の支給制限に該当し、支給されなかったもので、積立金自体は、ほかの町職員の退職手当として当該組合に積み立てていることとなります。よって、歳入予算には記載されておられません。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

はい、分かりました。

県総合事務組合のほうに積み立てを行っているということで、もっというたら今、課長が発言された、退職金を払われてませんよっていう確証を掴むために、県総合事務組合に確認を取っても同じこと言いますよっていうことになりますよね。ほんで、お金に関しては町には返ってきてなくて、次の退職金のために、そのまま事務組合のほうにおかれてますよ、ということになるわけですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

それでは、6 番目の質問に入りたいと思います。

旧土庄庁舎の跡地の利用について今、土庄町のほうからですね、委員会の中で旧土庄庁舎跡地に産業会館をはじめ、商業施設などを設置して、にぎわいを生み出すとする土庄町中心アイランドタウン創生プラン構想、プランの基本構

想というのが出されました。私、ちょっとびっくりしたんですけども、まずはですね、旧土庄庁舎というのはですね、耐震基準を満たさないという点と耐震化すれば新庁舎を建てるぐらいお金がかかるんやという理由で、この新しい建物を建てたんですね。使用できないということが断定された建物として理解しております。当然そのまま使えないわけですから、こういうアイランド構想を行うのであれば、つぶして新しい建物を建てるということが必要になってくるわけですけども、私はね、これ一体どっからこんなお金が出てくるのかなというのが非常に疑問に思っております、これまで町長の答弁とか住民への説明会の中でも、財政が非常に厳しいということがね、言われて、将来的に町財政の財政難を未来の人たち残さないためには、さまざまな緊縮財政も必要だということをおっしゃってこられてきたわけですけども、突然こういう話がまだ降って湧いてきたわけで、非常に疑問に感じております。

そこで具体的にお伺いしたいんですけども、旧庁舎の取り壊しに係る費用というのは一体どのぐらいで考えておられるか。また、取り壊し費用は一体誰が出すのかというところで考えておられるのか。また、新たな建築物の建設には、大体どのぐらいの費用がかかるというふうに考えておられるのか。仮に町がですね、起債も含めて全額支出した場合にですね、今まで町長が言ってこられたことと、かなり大きく矛盾するんじゃないかと思うんですけども、町民の理解を得られるというふうに考えておられるのかなあという点も踏まえて答弁を求めたいと思います。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

1点目でございます。旧庁舎の取り壊しに関しては、設計等を行っておりますので、現時点では不明でございます。

2つ目の取り壊し費用は、というところですけども、基本構想（案）の「整備手法及び財源」に関する記載で触れておりますとおり、資金調達は事業手法により異なります。いずれにしても町財政が厳しいおりですので、国庫補助金、有効な起債および民間資本の活用を模索したいと考えております。

3つ目です。まず、どのような施設が必要かというところが、具体的な協議を進める中で建設費の算出となりますので、現時点では未定でございます。

4点目の全額支払いに関してというところでございます。基本構想案で示させていただいた、旧庁舎跡地の利活用方針につきましては、住民、町民の皆さまのご意見を反映したものであり、基本的にはご理解いただけるものと思っておりますが、具体的な施設の機能、規模等の検討はこれからで、これに見合った

町の負担を定かでない段階で、現段階においてはですね、お答えしようにも現在お答えできるような質問ではございません。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

今、取り壊しに係る費用はいくらかとか、誰が出すんかとか、建物を新しく造るのにいくらかかるんか、ていうことをお聞きしたんですけど、答えは未定、未定、未定やったんですね。こういうことが未定、未定、未定ってなってるところで、住民の皆さんに意見をちょうだいしますって言っても、町民の皆さんはお金の算定関係なしに、こんなんがあったらええな、こんなんできたらいいなって夢を語るような話ばかりしたかって何の意味もないんじゃないかなということなんですよ。お金の、まあ言うたら、どっからお金が出てくるんかっていうことなんかをきちんと示した上で、住民の皆さんに意見を聞くっていうのであれば、住民の皆さんの反応も、また違ったんじゃないかなと思うんです。

今、お聞きしたこの未定、未定、未定という点からが前提になって、住民の皆さんに意見聞いたら、おそらく住民の皆さんがいろんなことを語られたことっていうのは、もうどんどん引っ込んでいくんじゃないかなと思いますし、やはりこういう前提となる話をきちんと住民の皆さんにした上で、意見を聞くとか、土庄町中心アイランド構想ですかね、構想を立てるとかっていうのをしないと、何か絵に書いた餅といいますか、になってしまうと思いますんで、よく分かっておられるとは思いますが、そこら辺考えていただかないと、私たち、この前の庁舎を、この新しい庁舎を造るっていうときの議論っていうのは、もう前提として危ないからなと、もうやめとこうで、あそこで業務をやるんわっていう話から始まっていますので。だから、その話をなんかもう全然関係ない話にしてしまっただけで話をする。次の話をするっていうようなやり方っていうのは、行政の信用に関わる問題だと思いますので、こういうことはやっぱりすべきじゃないと、きちんと根拠を示した上で進めていただきたいなというふうに思います。

このアイランド構想にあたって、商工会のほうから産業会館をつくってほしいという意見が入ってて、執行部のほうは、この産業会館も含めてかなり真剣にやりますみたいな話がね、真剣に考えてますという話が、閉会中の委員会の、失礼しました、開会中の委員会、閉会中の委員会、なんせ委員会の中でね、出てきたんですけども、本質的にね、商工会がどこにその会館を設置するかっていうことっていうのは、もうその行政におんぶやだっここでやっていったらいかんと思うんですよ。やっぱり商工会は商工会で、きちんと自分たちで探しても

らって、今、あっちこっちに空いてるスペースがあるわけですから、これをねやっぱり何でも町執行部のほうに投げてさせていくというやり方っていうのは違うと思いますので、行政としては、自分たちできちんと探してくださいと。それぞれの団体として、自主独立の立場で進めてくださいということをもまずきちっと言うべきやと思います。その上で、予算や住民の皆さんの暮らしとバランスを見ながら計画を提示していただくということが大事なんじゃないかなと思うんですけども。

今、ちょっと単刀直入にお聞きしたいんですが、町長にね、お聞きしたいんですけど、この案も出されましたけどね、いろんな夢を持って語られてると思うんですが、町長これ現実的に今言った、その予算の面等を踏まえてね、できるのかなと考えておられるのかどうか、ちょっとお聞きしたいなと思うんですけど。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

できる、できないという部分を、この構想の中でどのようなところから補助をいただくとか、民間を活用するかというところを今から検討していくためにこの構想を挙げたものでございます。

それと、私本当に悲しいのは、この構想を作るに至って商工会の話出ましたけれども、商工会以外の団体からも同じような意見が出ております。

それとですね、立地適正化計画のワークショップは7回、この庁舎に対する跡地に対する意見の検討会3回というところで、私はもう常に議員の皆さんにお願いしてるのは、議員の皆さんは、そのワークショップに参加してくださいと。その中で意見を拾いたいんです、私は。それと、そういうワークショップがあるということは、レターケースの中に入ってると思います。その中で、皆さんの、議員の皆さん町民の代表でございますから、その中の意見を募るために支持者の皆さまと住民の皆さまにお声掛けいただいて、そういう場所に出ていこうよと。行政のところ意見しましょうよ、というようなかたちで進めていこうとするところで、人数が少ないところもありますが、計10回のワークショップを開いての意見もほぼほぼ同じような意見でございます。そのようなところから、基本構想を挙げて財源等を今から検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9番（福本耕太君）

議員の皆さんにワークショップに出てほしいということなんですけど、議員は議会で発言する権利がありますから、今こうやって、議会の場でご質問しておりますので、住民の皆さんの場に議員が押し寄せていったら、逆に萎縮されるんじゃないかという点も懸念としてはあります。

私が聞いたのはですね、10回やろうが20回やろうがワークショップもね、前提としての予算がなければね、住民の皆さんの考える余地がないんじゃないですかということなんです。だから、実際に庁舎取り壊しに係る費用はどのぐらいかかるんですかと。新しい建物造るのにどのぐらいかかって、一体このお金どっから出てくるんですかっていうことが、お聞きしたんですけど、住民の皆さんでも議員でもこれは一緒でね、これが分からなかったら、話のしようがないんじゃないかと。どっからか集めてくる。それは後から考えて、とりあえずプランだけ考えようかっていう話では、そりゃ夢のような話はなんぼでも出てくるかもしれないんですけど、現実性はないんじゃないのかなというふうに思うんですけどね。先立つものがなかったら、どんだけ夢描いたかって無理でしょう、と私は思いますし、それと、やっぱりその町長、住民の皆さんに言われてるのは、財源厳しいですよと、さっき紙おむつの質問もしましたけど、こういう住民生活に関わった福祉の事業なんかかなり、ほかの議員さんからも質問出てますけども、先送りにされてる中でね、きておりますから、ましてやこの物価高騰、それから年金は上がらない、賃金は上がらないという状況の中で、かなり厳しい生活を強いられているという状況の中で、こういう住民福祉やらが後回しになってる状況のもとで、こういう話が出てくるというのであれば、私は、私はですよ、住民からの理解っていうのはなかなか難しいんじゃないかなっていうのが私の思いとしてあるんですけども、それ、その点から言ったらですね、やはり、時間もありますから、提案として提案させていただきたいと思うんですけど、まずはせめて跡地利用をすることに誰も反対してないんですよ。土庄町の旧庁舎のね、跡地利用は、みんなのために活用できたらそりゃ一番いいんですけど、まず、あの建物使えへんってのは分かってるわけで、この建物造るときにそういう話して建ててるわけだから、あの建物をつぶすのにどんだけのお金が必要で、そのお金はどっから工面するのかっていうところはせめてね、やはり住民の皆さんにお示しすることが必要じゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

先ほど福本議員がおっしゃられておられた、危ないからこちらに庁舎を建てるといふことをおっしゃられてましたけれども、まさしくそのとおりでござい

ます。耐震できておりません。震度 6 強で、たぶん倒壊する恐れがあります。ただ、行政の責任として、その建物を危ないまま放っていくのか、放っておいてよいのか、というところも行政の責任になると思います。

それとですね、解体費用云々、財源等についてはですね、この利活用方法によって補助等がかなり変わってきますので、国の補助を受けた部分が国民全体のお金なので、そう考えるか、国の補助を省いた部分として考えるのかというところも、また考え直さなければいけないですし、そのようなところからやはり基本構想でプランを練ってですね、そのあたりで、どのような国の補助をいただけるかという部分も加味しながら考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

福本耕太君。

○9 番（福本耕太君）

国の補助とか町の単独で出す支出とか、それはいろいろあると思うんですよ。

僕が言いたいのは、そういうことをきちんと、住民の皆さんにお示した上で、次のプランの話をしていないことには、これは絵に書いた餅になるんじゃないかなということなんです。だから、あの建物だって危ないのはみんな分かっていますよね。だからつぶさないといけないんだけども、それで言ったら湊崎の校舎とか耐震化できてない、つぶさんと本来つぶすのが理想的な建物っていっぱいあるんですけど、これ、つぶすのにもものすごくお金かかってどうしようかって頭悩めてるわけですよ、町長もね。そういうところの予算をどう捻出していかってということが前提にあって、それを住民の皆さんに説明して、みんながこうやっていけるなっていう話になった後に、更地になった土地をどう使うかという話っていうのは、また次の話になってくるわけじゃないですか。だからそういう、どうやって庁舎なり建物をつぶしていくのか、そのお金がどっから出るんかっていうことは、そういう意味では次の話に行く前提になるんだから、きちんと住民の皆さんに、その説明ができなければ、次の話をいくらやっても仕方がないんじゃないかということ言ってるわけですね。

それと、つぶさなあかんのは分かってるんですけど、でもお金がないっていう町長ずっと言われてきて、住民生活を切り詰めていきながらあっちこっちの建物をつぶしていくようなやり方っていうのは、僕は行政のやり方とは違うと思うんです。国全体の規模で見てもね、高速道路も老朽化してますよ。高度経済成長期はバブルの時期につくった建物が今老朽化して、もう使えなくなって本当やったらつぶしたり、やり変えたりしなあかん物がそのままになったりするところ全国いっぱいあるんですよ。でも、そこに手が付けられへんていうのが、国全体の中でも大きな問題になってるんですけども、これは土庄町でも

同じことなんですよ。次のプラン描くっていいんですけども、やっぱり住民からしてみたら、この、こういう構想出してくる以上は、きちんとしたお金をどっから、つぶすお金をどこから捻出するのかっていうところが一番最初の関心事になりますので、私は住民の代表として住民の声としてお聞きしておりますので、そこをきちんと示していただきたいなというふうに思います。

次の議会、今後のこれから以降の議会の中でも聞いていきたいと思いで、きちんと計算を出してお願いしたいなということをお求めまして、私の質問を終えたいと思います。

休憩

○議長（濱野良一君）

暫時休憩いたします。なお、トイレ休憩ということで、5分の休憩を取らせていただきます。その後、最後まで引き続き議会のほう続けていきたいというふうに思っております。

再開を12時15分からといたしますので、よろしくお願ひいたします。

休 憩 午後0時08分

再 開 午後0時15分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（濱野良一君）

再開いたします。一般質問を続けます。

○議長（濱野良一君）

8番 鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

8番、立憲民主党、鈴木美香です。今日は4つ質問させていただきます。

まず1つ、決定機関に女性の登用を。以前から折に触れ要望しておりますが、町の審議会や協議会、自治会など高度の決定機関に女性がほとんどいません。重要な防災会議にも圧倒的に女性委員が少ないと聞いております。女性に関する政策が後回しになっているのは、そんな理由もあるのではないかと。以前の報道で、人口減少が深刻化し、将来的に消滅可能性が高い自治体に土庄町が該当しているとありました。いたずらに惑わされることはありませんが、今後30年間で20～30代の女性の人口が50%減少する見込みとされています。それが人口減少の要因と言われております。

秋田県は、女性向けの政策を多く打ち出し、若い女性の定着率が大いに増加したとの報告があります。女性の就職支援ですとか、働く女性の研修会とか、相談会、交流会という事業をしてるということです。

香川の例では、丸亀市が女性登用を積極的に推進し、今では審議会などで女性委員が44%も占め市が活性化しているということです。

このような例をみても、土庄町も女性を委員として多く登用し、変革すべきではないでしょうか。ジェンダー平等の観点からも必要な措置ではないかと思えます。

1つ目です。女性登用への障害は何でしょうか。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

審議会および協議会は、執行機関の附属機関として審議、助言をいただく機関であり、附属機関の構成は、学識経験者、関係団体の代表、関係行政機関の職員等によって組織しております。「女性登用への障害は何か」とのお尋ねでございますが、町執行部としては、一切制限等は設けておらず、障害はないものと思っております。

それぞれの関係者、関係団体等において、さまざまな世代や女性にも委員になっていただくように促していくことも必要でないかと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

質問がかぶるかと思うんですけど、執行部の方に女性委員登用への、必要だっておっしゃってるんですけど、今後増やす意向があるというか、どう増やしたらいいかと、具体的なお考えなのかなと、お伺いしたいです。

○議長（濱野良一君）

住民環境課長 島原正喜君。

○住民環境課長（島原正喜君）

鈴木議員のご質問にお答えします。

女性委員の登用により、多様な視点や価値観による意見の広がり生まれ、会議の活性化が期待されると考えられます。

土庄町では今年度、「第3次とのしょう男女共同参画プラン」を策定中です。

計画の中では、基本目標の一つに「あらゆる分野における男女共同参画の推進」を挙げ、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」を重点目標の一つと位置付けています。

取り組み内容としましては、1. 審議会等における女性委員の比率を30%以上を目標とする。2. 女性委員登用状況に関する定期的な調査を行う。3. 自治会運営への意見が男女平等に反映されるよう、班長、幹部などに女性の登用を推進するとしております。

鈴木議員のおっしゃるとおり審議会等における女性委員はまだまだ少なく、現状では全体の1割程度という状況でございます。先ほど総務課長が答弁したとおり、女性委員の登用にとくに障害はないと思われまので、町としましても、各種団体に積極的に働きかけるなど啓発に努めるとともに、審議会委員の充て職の見直し等も検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

とても前向きなご答弁ありがとうございます。

どうしても女性は、私ぐらいまでの世代までは、男女で男性のほうを優位にという教育を受けてますので、なかなか自発的に手を、委員会に手を挙げるとか、そういう集まりに出ていくという慣習がないので、すぐに女性自らが入ってくるというのは本当にハードルが高いと思いますが、今後の土庄町にとっても女性が活躍するというのは、すごく大事な案件だと思っています。なので、息の長い取り組みをお願いしたいと思います。

では2つ目、個別避難計画についてお伺いします。

高齢の一人暮らしが増えていきます。その方達は、災害時が心配で不安を感じているとおっしゃっています。

1つ目、土庄町では、現在、個別避難計画、個別避難計画とは、災害時に自ら避難することが難しい高齢者、障害者など避難行動要支援者がどのような避難行動を取ればよいのかについて、あらかじめ関係者と本人、家族と確認し作成します。一人一人の状況にあわせた個別の避難計画のことです。土庄町は、個別避難計画は立てているのでしょうか、お伺いします。

○議長（濱野良一君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

土庄町避難行動要支援者避難支援プランに基づきまして策定しております。

以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

2つ目、今、土庄町では、何人が該当しているのでしょうか。

○議長（濱野良一君）

石床課長。

○健康福祉課長（石床勝則君）

個別避難計画の対象者につきましては、5つの項目がございまして、(1)介護保険の要介護認定が3~5の方、(2)身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳の所持者、(3)75歳以上の一人暮らし高齢者、(4)75歳以上のみで構成される世帯の高齢者、(5)上記のほか、災害時に避難情報の入手、判断または避難行動を自らが行うことが困難な方で本人が希望する方、というかたちになっております。こうしたことをおきまして、現在、要支援者名簿に登録されている方は190名となっております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

立てていただいているということなのですが、私がお伺いしますと、80以上の方数名が災害時にすごく不安だとおっしゃっておられるんです。おっしゃってる方が。そういう方たちはどういう扱いといたしますか、立ち位置などでしょうか。75歳以上なんです、個別避難計画というのをまず知らないですし、不安がっておられるんです。現実問題。そのあたりは、

○議長（濱野良一君）

石床課長。

○健康福祉課長（石床勝則君）

その方につきましては、避難誘導プランの申し込みはされてる方なんですか。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

そういうのがあるのをご存じないかと思うんです。もちろん申し込みされてなく、災害のときが心配だというのが数名、すべて皆さん80歳以上、単身おひとりでお住まい、お二人が80以上とかいう感じなんです。それは、まず周知されてるのでしょうか。今、おっしゃったように申し込みの件に関しては。

○議長（濱野良一君）

石床課長。

○健康福祉課長（石床勝則君）

その辺の部分につきましては、基本的には民生委員の方が入っていただいて、民生委員の方からこの登録についてご相談をさせていただいてとんですけど、そういう方がおられるのであれば、私どもに相談いただければ、その辺につきましては内容説明とか登録についての説明をさせていただけると思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

私が不安をお伺いしてる方は、皆さんお元気なんですね。ただ、災害時に不安だっていうので、とくに今、困ってないのでそういう情報になかなか接触できないのかなということは承知しました。私が直接聞いた方が、もしあれでしたら、そういうご相談を連絡しようかとは思いますが、できましたら普段は全然問題なく生活されてても、そういう特別なときに不安がってる方はたくさんおられますので、周知していただけると助かるかな。できれば本当は近所の方と連携して、というのが理想的なんですけど、どうしても昨今、縁が薄くなってるというのがありますので、そういう配慮をちょっとお願いしたいかと思えます。

○議長（濱野良一君）

石床課長。

○健康福祉課長（石床勝則君）

町といたしましては、避難行動要支援者に該当する方は、推定で約2000人と推定しております。しかしながら、実際に登録されている方は、先ほど言いましたように190名ということですので、また、登録されていない情報につきましては、身体状況、生活状況、持病状況など必要な情報が詳細に把握

できているわけではございませんので、そのために昨年度ですかね、「避難行動要支援者管理システム」というのを導入しております。このシステムによりまして、総務課が持つハザードエリアの情報とか、地域包括支援センターが持つ詳細な本人の状況などを共有しておりますので、より有用な個別避難計画を作成するべく、その具体的な運用方法について今、現在協議しているところでございます。

併せまして、登録者の掘り起こしにつきましても、管理システムからの情報を基に、自治会、消防団、民生委員、児童委員だけでなくですね、警察、社会福祉協議会、介護の事業所などの関係機関と連携を密にいたしまして、協力しながら対象者に今後もう一度、登録していただけるようアプローチしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。また、「避難行動要支援者管理システム」の導入につきましては、これまで何度か議会でも説明させていただいておりますが、議員の皆さまにおかれましても登録の拡充に向けまして、格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

では、今後推進されるようお願いしたいと思います。皆さん不安がってまして自分がアクセスするというのはなかなか躊躇されるので、こういう私みたいなのに相談するっていうのがありますので、そのあたり間口ですとか、寄り添い方を、寄り添っていただきたいと思います。よろしく願いします。

では最後、福祉会館について、商工会への福祉会館の貸し付け期限が令和8年度末までとなっております。契約を一度延長し、目的外使用のため、国に返金しましたが、これ以上の延長はないようお願いいたします。福祉会館で福祉活動をしていた方々が、よそで現在も活動を継続しておりますが、不便を強いられています。一刻も早く、本来の福祉会館の役割に戻してもらいたいのです。

1つ目、目的外使用のための国への返還額の総額をお伺いします。

○議長（濱野良一君）

生涯学習課長 岡本高志君。

○生涯学習課長（岡本高志君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

総合福祉会館の目的外使用による国への返還金につきましては、令和3年11月1日から令和9年3月31日までの期間分で、総額228万7370円となっております。以上です。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

本来は福祉をメインに考えられたと思うので、国に返還を、補助金いただいて建てたものを目的外使用で返還するという事業は、ちょっとなかなか耳に痛いと思いますが、ちょっとあってはならない事業だと思うんです。今の状況で、また延長でっていう。今のところ 228 万ということですね。この件について、もうこれ以上延びることがないようにしていただきたいのですが、町長は商工会へ延長しないように働きかけてもらえるのでしょうか。よろしく願いします。

○議長（濱野良一君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

今後の商工会への活用についてですが、先ほども福本議員のご質問の中で旧庁舎跡の基本構想もありますし、そのあたりを含めて、ただ、商工会のほうもそこが無理であれば自前で考えるということも聞いておりますので、そのあたりを精査しながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

先ほど福本議員もおっしゃってましたけど、やはり町の自治体の目的っていうのは、福祉優先が本来の働きなのではないかと思っています。

その同意なき立ち退きを住民に求めないというのがやっぱり私も最大だと思うんですけど、現実問題、今、不都合を感じながら他所で継続されてる方が多々おられます。そういうことにおいて、一刻も早く、申し訳ないですけど商工会ではなく、使われてる町民の方を優先して一刻も早く戻ってほしいっていうのと、先人がものすごく苦勞してこの福祉会館を建ててくださってるんですね。その思いもちょっと若干傷をつけたんではないかなと思います。そういうことですので、ぜひ元に戻って活動できるように皆さんのご努力をお願いします。それじゃ、

○議長（濱野良一君）

鈴木議員、質問が前後しておるんですけども、3 番目が最後でよろしいでしょうか。災害時の避難所について、

○8 番（鈴木美香君）

今聞きます。ごめんなさい、忘れてました。すいません。ごめんなさい。失礼しました。

では、4 丁目お伺いします。

災害時の避難所についてお伺いします。小豆島で大きな災害が起こった場合、各地区の旧小学校体育館に避難することも想定されます。しかし、避難する地区体育館には冷暖房設備が整っていません。今後それらの地区体育館に冷暖房の設備を整備する考えはありますでしょうか。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

能登半島地震をはじめとした近年の災害において、避難所での生活環境の改善は喫緊の課題であると考えられており、最近では避難所の暑熱対策がメディアでも取り上げられているところでございます。

鈴木議員のご指摘のとおり、各地区体育館には冷暖房設備が整備されておられません。これらは、小学校が閉校となり、学校施設から社会体育施設へと移管され利用されている施設であり、築年数が40年から50年のものとなっております。

体育館の建築年数が古く老朽化も進んでおり、断熱性能も低いと考えられ、体育館の規模に対応したエアコンを設置するとなると、電気代などの維持費も含め莫大な費用がかかってまいります。

同じく避難所に指定されている各地区の公民館等につきましては、エアコンが整備されているところですが、各地区体育館にまでとなると、現実的には困難でありますので、可動式の扇風機や冷風機といったもので代替などを含め、少しでも避難所環境の改善ができるように検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8番（鈴木美香君）

それはもう重々承知してる質問で本当に申し訳ないと思うんですが、能登半島地震を見ててもやっぱり体育館を使われてるんです。それが新しいか古いかかっていうのはちょっと、回答ではわかりませんが、そうするとですね、45年前私、中学生だったんですけど、大災害が小豆島でありました。もちろんないのに越したことはございません。大きな大災が起こった場合は、どう考えてるのかなというのをお伺いしたいです。

○議長（濱野良一君）

濱口課長。

○総務課長（濱口浩司君）

先ほども言いましたとおり、現在避難所として指定されている体育館が5施

設でございます。

また、公民館でいいますと 7 施設ということで、あと、フレトピアの体育館とか、というところでは、冷暖房施設の整備等が行っております。大災害となつて、そこがすべて避難者が殺到するということも考えられるんですけども、その辺も踏まえて、今できることを考えれば、やはり、今言いましたような扇風機とか冷風機というような設備等を考えるとともに、あと、それぞれの今の避難行動のパターンがですね、避難所に行くだけではなくて、それぞれの例えば車であったりとか、車で避難することもありますので、その辺も含めて、今後どういった設備が必要であるかというところも含めて考えていきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

鈴木美香君。

○8 番（鈴木美香君）

大災害っていうのが、もちろん無いに越したことはないんですけど、やっぱりそれを想定するっていうのはすごく大事だと思うんです。体育館で、おっしゃるように、今も特別暑かったり、寒いというよりも特別暑い夏に災害が起こるときはすごく心配してるんですね。

今後ともそういう検討皆さんしていただいておりますので、今後とも続けてそういうのを想定していただけると助かると思ひます。はい、終わります。ありがとうございます。

○議長（濱野良一君）

これにて、一般質問を終了いたします。

討論、採決（議案第 1 号～議案第 8 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 3、議案第 1 号 土庄町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長(濱野良一君)

日程第4、議案第2号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(濱野良一君)

9番 福本耕太君。

○9番(福本耕太君)

本案は、マイナカードへの移行に伴う保険証の廃止の条例改正になります。マイナンバーカードの保険証への紐付けの必要はありません。保険証の廃止も必要はありません。保険証を廃止してわざわざ保険証の代わりに資格証明書を発行して保険証として使用するという政策は極めてナンセンスな政策で、こんなことをする必要もございません。総じて、これを進めるための条例改正は必要ないと考えます。以上が反対討論です。

○議長(濱野良一君)

賛成討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(濱野良一君)

6番 井藤茂信君。

○6番(井藤茂信君)

マイナンバーカードと健康保険の紐付けは、国の施策として進めているものであり、関連する法律が改正することにより、条例を改正しようとするものがありますので、賛成します。

○議長(濱野良一君)

ほかに、討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(濱野良一君)

8番 鈴木美香君。

○8番(鈴木美香君)

今回のこの条例の変更は、保険証なくして資格証明書を出すという全く無駄なことを国が推し進めていることで、私も条例を、マイナ保険証というのをともと反対しておりますが、そういう一点についても反対します。

○議長（濱野良一君）

ほかに、討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱野良一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第5、議案第3号 土庄町中小企業融資条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 6、議案第 4 号 土庄町エンジェルロード公園の設置及び管理に関する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 4 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 7、議案第 5 号 令和 6 年度土庄町一般会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 5 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 8、議案第 6 号 令和 6 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

9 番 福本耕太君。

○9 番 (福本耕太君)

本件につきましては先ほど条例案が出ておりました、保険証の廃止それから資格証明書を発行する予算となっております。国のこういう政策そのものに反対する立場から反対をいたします。

○議長 (濱野良一君)

賛成討論の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

6 番 井藤茂信君。

○6 番 (井藤茂信君)

議案第 6 号については、付託を受けた委員会の中で審査され、賛成多数で承認されているので賛成します。

○議長 (濱野良一君)

ほかに、討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

6 番 鈴木美香君。

○8 番 (鈴木美香君)

先ほども申し上げましたけども、必要のない資格証明書を移行するためのチラシ制作のための予算ということで、全く意味がないと思いますので反対します。

○議長 (濱野良一君)

失礼いたしました。番号 6 番と申しました。8 番でございますので、訂正いたします。

ほかに、討論はありませんか。

(発言者なし)

○議長 (濱野良一君)

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長 (濱野良一君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 6 号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 (濱野良一君)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱野良一君)

日程第 9、議案第 7 号 令和 6 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱野良一君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長 (濱野良一君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 7 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱野良一君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 (濱野良一君)

日程第 10、議案第 8 号 令和 6 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号) について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱野良一君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長 (濱野良一君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案の上程、提案理由の説明（議案第 11 号及び議案第 12 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 11、議案第 11 号 工事請負契約の締結について及び日程第 12、議案第 12 号 工事請負契約の締結についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（濱野良一君）

総務課長 濱口浩司君。

○総務課長（濱口浩司君）

それでは、本定例会に追加提案いたしました議案につきまして説明をさせていただきます。

追加議案書の 1 ページ、審議資料 4 ページ、5 ページをご覧ください。

議案第 11 号 工事請負契約の締結についてでございます。（社会資本整備総合交付金）町道沖之島線道路整備工事（橋梁上部工）（第 11 工区）について、入札後審査型一般競争入札の結果、株式会社ニューテック康和 四国営業所所長大塚正と 1 億 7490 万円で工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、追加議案書の 3 ページ、審議資料 6 ページ、7 ページをご覧ください。

議案第 12 号 工事請負契約の締結についてでございます。刈崎都市下水路事業 大谷ポンプ場幹線整備工事（第 3 工区）について、入札後審査型一般競争入札の結果、有限会社東口組 代表取締役 東口和生と 1 億 382 万 9000 円で、工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。以上でございます。

○議長（濱野良一君）

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 11 号及び議案第 12 号）

○議長（濱野良一君）

ただ今、説明のありました議案第 11 号及び議案第 12 号の一括質疑を行います。

す。

質疑のある方は、ご発言願います。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

ないようでございますので、議案第 11 号及び議案第 12 号についての質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（議案第 11 号及び議案第 12 号）

○議長（濱野良一君）

日程第 11、議案第 11 号 工事請負契約の締結について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（濱野良一君）

日程第 12、議案第 12 号 工事請負契約の締結についての討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱野良一君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱野良一君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 12 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議員の派遣

○議長（濱野良一君）

日程第 13、議員の派遣についてを議題といたします。

議員の派遣についての申出書が提出されております。詳細については、配布のとおりであります。

議員の派遣については、土庄町議会会議規則第 126 条の規定により、議会の議決を経ることになっております。

お諮りいたします。配布しておりますとおり、議員を派遣することについて、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、議員を派遣することに決しました。

閉会中の継続調査申出

○議長（濱野良一君）

日程第 14、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第 74 条の規定により、各委員会の委員長から配布してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱野良一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

閉会

○議長（濱野良一君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて、令和6年9月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠に、お疲れさまでした。

閉 会 午後0時48分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長（濱野良一）

同議員（鈴木美香）

同議員（福本耕太）